

## 平成 22 年第 4 回那須塩原市議会定例会

### 議 事 日 程 ( 第 3 号 )

平成 22 年 9 月 7 日 ( 火曜日 ) 午前 10 時開議

#### 日程第 1 市政一般質問

##### 23 番 室井俊吾議員

1. 消防組合の再編について
2. 鳥獣による被害について
3. 道路行政について

##### 4 番 大野恭男議員

1. インフルエンザ予防接種について
2. 高齢者福祉施策について

##### 24 番 山本はるひ議員

1. 公用車について
2. 出勤管理の電子化について
3. 「那須塩原ブランド」について

##### 10 番 高久好一議員

1. 熱中症対策について
2. 国保行政について
3. 米価対策について
4. 地デジ対策について

出席議員（29名）

1番	櫻田貴久君	2番	鈴木伸彦君
3番	松田寛人君	4番	大野恭男君
5番	平山武君	6番	伊藤豊美君
7番	磯飛清君	8番	岡本真芳君
9番	鈴木紀君	10番	高久好一君
11番	眞壁俊郎君	12番	岡部瑞穂君
13番	齋藤寿一君	14番	中村芳隆君
15番	人見菊一君	16番	早乙女順子君
17番	植木弘行君	19番	関谷暢之君
20番	平山啓子君	21番	木下幸英君
22番	君島一郎君	23番	室井俊吾君
24番	山本はるひ君	25番	東泉富士夫君
26番	相馬義一君	27番	吉成伸一君
28番	玉野宏君	29番	菊地弘明君
30番	若松東征君		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	君島寛君
副市長	松下昇君	教育長	井上敏和君
企画部長	石川健君	企画情報課長	古内貢君
総務部長	増田徹君	総務課長	金丸俊彦君
財政課長	佐藤行雄君	生活環境部長	松本睦男君
環境管理課長	齋藤正夫君	保健福祉部長	室井忠雄君
福祉事務所長	長山治美君	社会福祉課長	成瀬充君
産業観光部長	三森忠一君	農務畜産課長	玉木宇志君
建設部長	田代哲夫君	都市計画課長	山口和雄君
上下水道部長	江連彰君	水道管理課長	薄井正行君
教育部長	平山照夫君	教育総務課長	山崎稔君

会計管理者	楡	木	保	雄	君	選管・監査・ 固定資産評 価委員会 事務局長 西那須野 支所長	荒	川	正	君
農業委員会 事務局長	人	見		順	君		鈴	木	健	司
塩原支所長	臼	井		淨	君					

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	斉	藤		誠	議事課長	齋	藤	兼	次
議事調査係長	稲	見	一	美	議事調査係	小	平	裕	二
議事調査係	人	見	栄	作	議事調査係	佐	藤	吉	将

開議 午前10時00分

#### 開議の宣告

議長（君島一郎君） 散会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は29名であります。

#### 議事日程の報告

議長（君島一郎君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

#### 市政一般質問

議長（君島一郎君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

#### 室井俊吾君

議長（君島一郎君） 23番、室井俊吾君。

23番（室井俊吾君） 皆さん、おはようございます。

平成22年第4回那須塩原市の定例会において、私が一番先の、初めての一般質問ということで、ちょっと年はとっているんですが、上がっているんですが、よろしくお願ひしたいと思います。

1番、消防組合の再編について。

3市町が合併し6年になりますが、栃木県の消防広域化の現状及び消防組合の考え方について伺います。

平成24年には消防組織を変えると聞いており

ますが、消防広域化の現状を伺います。

現在、西那須野地区と塩原地区が大田原地区広域消防組合の管轄にあるのは不自然に思われますが、行政として問題はないのか伺います。また、消防組織の再編で、那須塩原市域の消防を一つにする考えはないか伺います。

1番の問題を終わります。1番の答弁をお願いします。

議長（君島一郎君） 23番、室井俊吾君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） おはようございます。

23番、室井俊吾議員の市政一般質問にお答えをいたします。

消防組合の再編についてのご質問にお答えをいたします。

まず、消防広域化の現状についてであります。栃木県が策定した栃木県消防広域化推進計画で示された県内に1つの消防本部体制を推進すべきとの考えを受け、消防広域化を推進する組織として平成21年5月に、県内の首長で組織をする栃木県消防広域化協議会が発足をいたしました。平成21年度は、消防の広域化に関する大まかな姿や、広域化の目標、方向性を示した栃木県消防広域化将来ビジョンをまとめたところであります。

しかしながら、平成22年7月27日開催の消防広域化協議会において、将来ビジョンの内容をもう少しわかりやすく整理すべきとの意見が提示され、現在その見直し作業を実施しております。消防広域化協議会において、将来ビジョンが承認された後は、平成24年度末の消防広域化実現を目指して、広域化の方式や組織体制、職員の処遇、経費負担など消防広域化のための具体的な計画となる広域消防運営計画の策定を進めることとなります。

次に、 の消防本部が2つあることについて問題は、ないか、また、組織を再編し1つにする考えはないかとのご質問にお答えをいたします。

消防本部が2つあることに関しましては、例えば消防団の所管エリアをまたがる火災が発生した場合に、指揮命令という点で若干の問題が生じることは考えられますが、これまでのところ常備消防においても、3つの消防団活動においても、特に問題となる点はございません。消防の効率性という観点から、1つの消防本部を統括することは必要と考えておりますが、現在、栃木県消防広域化協議会において、県内を1つの消防本部とする消防の広域化に関する協議が行われておりますので、これらの検討状況を見きわめながら、消防組合の再編については慎重に対応をしまいたいと思っております。

以上、答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 23番、室井俊吾君。

23番（室井俊吾君） 今の答えの中で、首長さんが消防組合のほうで、これからの消防組織について話し合うということがあったんですが、その中で現在までに話がなされているかどうか、わかる範囲でお願いします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 消防広域化について、首長の中で話がされている内容ということでお答えしたいと思いますけれども、基本的に、ただいま市長が申しあげましたように、活性化のビジョンの総論といいますか、その総論の部分と各論の部分があるわけですけれども、首長の中で話していただいているのは、その総論の部分をまず話していただいて、広域化についての合意形成を図るということでありまして。

具体的にどういうことかといいますと、ビジョ

ンの内容の中には、本部をどうしようかと、それから管轄区域をどうしようかそういった問題がありますので、そういったものについて各論がありませんので、その後、ビジョンの総論が確認されれば各論の中に入っていくというようなところでございます。

議長（君島一郎君） 23番、室井俊吾君。

23番（室井俊吾君） その会議の中で入っていくということなんですが、大体先ほどの市長さんからの答弁を聞いていますと、大体私が心配していることだと、目的がなくなってしまうようなことですが、私が望んでいることは実現すると思うので、後の答弁は無用になってしまうかもしれませんが、私が気になっていることを少しだけでも聞いておきたいと思っております。

消防団本部が2つあっても、今のところ大きな問題はないと言っていますが、現在、黒磯警察ですが、消防団は大田原広域となっております。その点での問題はないのか伺いたいと思っております。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 消防本部が2つあるということについては、先ほど市長が懸念があると思いますか、課題があるという話をしたと思いません。その理由としては、やはり大規模災害が起きた場合に、消防団が指揮命令系統が2つになってしまうということが大きな問題になるのではないかとこのように思っております。ただ、そういう指揮命令系統のもとでありますけれども、本市の場合は、連合消防団という形の中で、旧黒磯の消防団、西那須野消防団、塩原の消防団が一つになって対応をしていくというような体制をとっておりますので、消防団同士の連携というのはとられているというふうに思っております。

それから、大田原広域消防についても、黒磯那

須消防組合についても、それぞれ相互の応援体制をとっておりますので、その協定の中で、例えば境界であるところの大規模災害に対して対応をするとか、そういったことについては問題がないというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 23番、室井俊吾君。

23番（室井俊吾君） 市長さんの話でもわかってきたことなんですが、消防団というのは命と財産を守るということで大変な任務を負っているわけなんですが、塩原のような場所での有事の際、大田原広域消防の指揮命令よりも黒磯広域消防令のほうがよいのではないかと思っております。

そこで、一日でも早く黒磯那須消防組合に編入する考えはあるのか。これは、南那須のほうですか、最近、消防の問題で一緒になっているということですので、一日も早くそういうふうになれる考えを持っているか、持っていないかをお聞きます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 統合の話につきましては、先ほど市長が申し上げたとおりでございますが、現在進めている消防の広域化の中で、今の課題という形の中で、ただいま議員から話がありましたように、消防署の管轄区域の適正化というものを図っていくということが上げられております。これは、やはり消防本部の境界付近で発生する災害に対して、現場の到着時間が遅いというようなことから、広域化を図って、スケールメリットを生かして、そういったことに対する対応を図っていくということですので、課題もありますが、平成24年末にこの広域化についての立ち上げがあるということですので、そちらの推移を見るということで市長から答弁したとおりでございます。

南那須の消防の関係につきましては、相次ぐ報

道で私も存じておりますが、他の組合のことで私からコメントをすることはありませんが、状況的なことだけ申し上げますと、南那須野広域行政事務組合の中の消防本部という形で、構成市については那須烏山市と、それから那珂川町の中で現在、那須烏山市にある消防署を那須烏山市と、それから那珂川町に2つをつくるということですので、若干那須塩原市の置かれている状況とは違うのではないかとというふうな気がいたします。

議長（君島一郎君） 23番、室井俊吾君。

23番（室井俊吾君） わかりました。平成24年度に消防広域になるときは、那須塩原市で1つの消防団になるよう努力してください。よろしく願いをしておきます。

これで、1問目の質問を終わります。

2番、鳥獣による被害について。

猿など鳥獣による作物の被害がふえてきている状況を考え、駆除対策など、以下の点について伺います。

猿の被害について、行政としてもいろいろな施策を実施していると思いますが、それに対する考え方及び施策について伺います。

クマ、シカ、その他の動物の数が多くなっているようですが、それらの被害についても伺います。

最近は、小鳥少なくなっているように思われますが、カラスとの因果関係か、あるいは農薬の影響はないのか伺います。

以上です。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 鳥獣による被害について、3点ほどご質問をいただいておりますので、順次お答えをいたします。

初めに、猿の駆除に対する考え方及び施策

についてお答えいたします。

猿については、固体数を減らすことが農作物等被害軽減につながることから、県の日本猿保護管理計画に基づき、年間を通じて捕獲する個体数調整や冬季には猿対策特別班による捕獲を行っております。このほか、各家庭での自衛策を普及するため、チラシによる啓発活動を行いました。さらに被害の大きい地域への対策として、猿追い銃及びロケット花火発射器具の貸与、獣害対策モデル事業などを行っております。

猿対策巡視員につきましては、塩原地区における巡視活動を行うため、今年度新たに設置しました。8月までの5カ月間の中間実績では、出没日数89日で20頭を捕獲しております。また、発信機につきましては県が行っており、現在、追跡可能な群れは塩原地区の1群1頭であります。しかし、この方法は微弱な電波しか使えず、追跡が難しいことから、今後、センサーカメラによる調査を行うことを検討していると聞いております。

次に、クマ、シカ、その他の動物の被害についてお答えいたします。

県内においてクマ、シカ、イノシシの捕獲数は増加しており、生息区域も拡大傾向にあります。本市における平成21年度の被害面積及び被害額は、クマによる被害は4.4ha、327万1,000円、シカによる被害は12.58ha、2,135万8,000円、イノシシによる被害は1.92ha、749万9,000円となっております。

被害作物は飼料作物、野菜、芋類などです。前年度と比較してクマ、シカの被害額は横ばいの状況ですが、イノシシによる被害は平成21年度新たに確認されました。

次に、クマの最近では小鳥が少なくなっているように思われるがとのご質問にお答えいたします。

小鳥等の統計資料もなく、また、市でも調査を

行っておりませんので、生息数の動向は把握できません。したがって、カラスとの因果関係や農薬の影響についても把握できません。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 23番、室井俊吾君。

23番（室井俊吾君） 猿についてはいろいろな形で駆除を行っているようですが、那須塩原地区の場合は、残り数は減っていないように思われます。先ごろ新聞等で見ましたが、百村地区が獣害対策モデル地域になった、その目的と経過について、わかっているだけでもお願いをしたいと思えます。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 百村地区が県のモデル地区に指定されたといういきさつでございますが、百村地区につきましては、以前から獣による被害、特に猿等の被害が多いということもありまして、県の農業振興事務所のほうでもこの地域を指定して、今後の獣害対策に役立てようということではじめたと聞いております。

これまでの取り組みでございますけれども、新聞等で報道されておりますように、地域で集落ぐるみでどういう対策がとれるかというのが基本でありまして、そのために集落全体での猿追いの銃の講習とか、さらに猿がえさを求めてこないようにするためにどうしたらいいかということも含めて、残り実のならない木ですか、そういったもの、えさになるようなもの、不用木ですね、そういったものを26本ほど切ったというような経過でございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 23番、室井俊吾君。

23番（室井俊吾君） 百村の話はちょっと後にして、猿に対する巡回監視員を塩原地区に本年5

月に新たにつくって活動をしているようですが、高林地区、関谷地区に設置する考えはあるかないか、ちょっとお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 今年度、新たに塩原地区に猿巡回監視員といますか、猿の捕獲も含めて巡回活動、地域の皆さんからの通報などによりまして、現場での確認、さらにその被害に遭った農家等への相談等も行っているということで、先ほど答弁でも申し上げましたように、4月から8月までの実績になりますけれども、89日巡回活動を行い、時間的には460時間ということで1日平均5時間程度になりますけれども、猿についても捕獲20頭ぐらいの実績が上がっているということもありますので、ここ1年間を通じてこういった実績が上がるかというのも、今後のこの地域への設置の検討になるかと思っておりますけれども、現時点では実績は上がっているという認識は持っております。

以上です。

議長（君島一郎君） 23番、室井俊吾君。

23番（室井俊吾君） 今の監視員の問題、本当に大事だと思います。これで実績が上がっているということで大変よいことだと思っています。私は、前に質問をしたときがあるんですが、発信機とかそういうものなんですが、田代さんが部長のときお答えをもらったんですが、発信機、あのころ6頭につけたと言ったんですが、発信機等では電気が弱いとか、遠くまで行くとわからなくなってしまうということで、全然生態というか、猿の群れがどうなっているかわからなかったんですね。ですから、今回も発信機はだめだと思いますが、今回、カメラによる調査を百村で行っていると聞きましたんですが、この百村での話だと、カメラ

が12台で10日間撮影をしたそうなんですが、そのときは市でやっていると思ったんですが、今のお話だと、市ではなく県での調査だったということなんですが、その県での調査でカメラに映っていたとかそういう話を、もし知っていたらお願いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） カメラでの調査ということでございますが、今回、百村本田でのモデル地区事業の中で、宇都宮大学農学部の方がこのモデル事業と一緒に参加してやっているという状況の中で、カメラトラップによる百村本田地区における野生動物のモニタリングというのを実施しました。先ほど、議員からお話がありましたように、カメラを22台、百村の山奥から設置をして、調査期間については5月10日から6月17日までということで1カ月ちょっと、5週間程度でございます。

この中でわかってきたことといたしますと、一番カメラに映っている動物は猿ということでございまして、ほぼ22台のカメラ全体に映っていたという状況がございます。そういったことから、この百村地区には一つの群れがあるというような結果を受けております。また、外来種である、昔は珍獣でありましたハクビシンというのがいるんですけれども、これがかなり映っているということで、百村地区にもハクビシンがかなり住んでいるという状況がうかがえます。

さらに、一つの映像、一つのカメラでとらえたものですが、8匹のイノシシの子どもが確認されたということから、百村地区にもイノシシが生息しているという現状もございました。実際に22台のカメラでとらえた動物の多い順にいきますと、猿が大体撮影回数35回くらい映ってということでございまして、その次がハクビシンで、イ



ノシシについては1件でございますけれども、こういった状況が確認されております。今回のモニタリングが来年も続けて行えるのかどうかは確認しておりませんので、今回の結果については以上でございます。

議長（君島一郎君） 23番、室井俊吾君。

23番（室井俊吾君） 今、カメラによるという報告がございましたけれども、私はちょっと聞いた話では12台なんていってうそを言ってしまったんですが、その中で一番が猿と。やはり猿が一番多いと。最近、ハクビシンが多くなったということなんですが、かなりハクビシンもふえているようです。いずれにしても、百村の方面では物すごく困っていることは確かで、百村、鳴内あるいは関谷のあたりも出ています。

湯宮など山添い地帯はほとんど出ているんですが、いつもあっちのほうへ行ってみますと、議員さん、何とかしてくださいと言われるのは当然なんですが、こんなに多く出てしまって、これからどうなるのかということが問題になるんですが、猿の被害額は平成20年8月ごろ、これは前に齋藤議員が質問をしたときの話なんですが、4,352万7,000円ということですが、現在はちょっと下がっているんですが、その中で平成21年度は猿について電気さくについては、齋藤議員のときにお話ししたのと200万円、その他塩原地区の野菜生産組合の2団体には電気料、その他原資として20万円の補助が出ています。それらの経費は平成21年度はどのようになっているのか、また、電気さくはどのように使用されているのか、その結果はどうか、お伺いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） まず、猿の被害額ということでありまして、先ほど四千何百万円というお話がございましたけれども、これにつきま

しては鳥獣被害市全体の被害額というふうにお考えいただきたいと思います。猿については196 a、408万円程度でございます。四千何百万円のうちの408万円が猿の被害ということでございます。

電気さくのお話が出ました。過去に、平成19年に塩原の野菜生産組合で設置した経過がございます。補助金2分の1ということで設置しまして、面積的には1.29haということで、ネット延長が1,860m、これについては現在聞いている話では、クマとかシカには効果があるということなんですけれども、猿についてはなれてしまって、余り効果がないというふうなことも聞いております。今後、こういった電気さくについての設置をしたいということがあれば、補助額は2分の1でございますけれども、こういったことを利用することで設置は可能というふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 23番、室井俊吾君。

23番（室井俊吾君） その電気さくについても、猿は本当に利口なものですから、なかなかそういうものではだめだと思んですが、そのほか、私が聞いた話ですが、花火とかそういうもので追うというか、追っているとか、そういう話を聞くんなんですが、効果が本当にそういうものであるのかないのか、そういうものでお金を使っているようなんですが、そういうもので山のほうへ追っ払うというか、そういう効果があってやっているのか。余りそういうものでやるとだめだと言ってはおかしいんですが、効果がないような気がするんですが、そういうことで今でもやっているようなんですが、そういう鳴り物とかそういうので効果があるのか、本当にやるのか、それをお聞きます。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 猿追い銃とかロケット花火が本当に効果があるのかというお話で

ざいますが、現在、猿追い銃については高林地区に箭坪地区ですが2丁、塩原のふれあいの森に1丁貸し出しをしているという状況で、ロケット花火につきましても、8月下旬、末になってからなんですけど210丁ほどつくりまして、21自治会、高林11、篝根4地区、塩原6地区ということで21自治会に10丁ずつお貸ししたということでございます。

効果があるのかということでございますが、今回百村地区でモデル事業をやっている中で、宇都宮大学の先生が大学として参加しているという中で、この人のお話ですと、新聞にも出ていたかと思うんですが、ロケット花火による集落全体での追い払いをすることによって、何年か後、それを続けることによって被害額が10分の1に減ったというような実績を残している集落もあるということでございますので、その実績からして効果があるというふうには考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 23番、室井俊吾君。

23番（室井俊吾君） また、県のモデル地区のお話に戻るんですが、県のモデル地区などを見ると、新聞等では猿が好む木とか、なり物とかそういうものをつくらないようにするというけれども、猿が来ないようにするというようなことでモデル地区に指定しているんだと思いますが、私が考えるのは、むしろカキの実だったら渋ガキで要らないような木を切っても、今度は残したいような木に、逆に集中して行ってしまうのではないかとそういう考えを持ちますので、そういう考えでは猿を退治するとか、追い払うとか、そういう理屈に合わないような気がするんですが、その点について県の人にどういう話が聞いていれば、お聞かせを願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 今回のモデル事業の中で、議員がおっしゃいましたようなことについて直接県の方にお聞きしたわけではございませんけれども、やはり猿、獣害対策という中では全国で実績を上げているというものは、集落ぐるみの対応というのが一番効果があるということが言われております。こういった中で、今まではどちらかといいますと、集落ぐるみというよりは、個人での対応が中心であったかと思えます。ですから、うちに来たものを追い払ったら別なうちに行くというような形の対応、対症療法といいますか、そういった形だったかと思えますが、今回のモデル事業では、集落全体で取り組むということでありますので、これをもとに高林地域、ほかの集落でもこの効果を検証しながら、拡大していくというところで、高林地域が全体で取り組むようになれば、当然効果が上がっているというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 23番、室井俊吾君。

23番（室井俊吾君） 猿のことで、また申しわけないんですが、この間、テレビに出ていた静岡県の方の話なんですけど、猿にかまれていると、そういう人が10人以上ですか、何かかまれているという話がテレビで報道されましたが、そういうことはこの高林付近の山添いでも起きています。けがはしていないんですが、女の人などは追われるとか、大人の人でも威嚇されるとか。最初は、正面向きしていると逃げていくというか、向こうでも逃げるんですが、逆に帰ってくるのに背中を向けると、向こうから威嚇して、すぐその場で歯をむき出しにしてかかるような状態というか、今にもかかりそうな状態、そういうのが最近では聞かれます。

そういうことも考えますと、ちょっと昔、日光のほうではかまれたとか、そういうふうになりま

したけれども、この高林地区とか塩原地区でもそういうことが起きるのではないかと、大変不安なことがあるんですが、そういう話とかそういうものは現在聞いていますか聞いていないか、お願いします。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 人に対する被害があったかどうかというお話でございますが、今年度8月までに被害、目撃件数、被害というのは農作物の被害という意味でお考えいただきたいと思うんですが、91件ほど役所のほうで把握しております。黒磯地区で35件、西那須野で6件、塩原で50件ということで、塩原が多くなっているというのは、先ほど巡視員を設置したことによる通報等がありますので、そういった部分で多くなっているかと思えます。

そういった中で、人間に危害を及ぼしたというような通報というものは受けておりません。あくまでも野菜とかそういったものに対する被害と、クマが出たといった目撃情報、こういったものでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 23番、室井俊吾君。

23番（室井俊吾君） 猿のお話なんですが、いろいろ猿について聞いたりなんかしてきたんですが、このままでは私が思うには、猿に負けてしまうというか、方法はなくなるのではないかと思うんです。網とかさくでやるとかといっても、到底いつかはなれてきますと、そして数がふえてくると、そういうことが取り返しのつかないような事態になってくるような気がしてなりません。この猿の問題については、私はどう考えても駆除しなくてはならないのではないかと、被害を受けている人は、駆除してもらいたいというふうになるのではないかと考えています。猿については、駆除

ということが一番いいのではないかと私は思っていますので、どうかよろしくお願いします。

次に、2番に移ります。

クマ、シカ、塩原地区においては、以前からいたと思いますが、今は高林地区にもクマ、シカ、イノシシ、ハクビシン、キツネ、タヌキ等みんな数をふやしているように思います。中でも農作物に被害を与えている動物はクマ、シカ、イノシシ、ハクビシンだと思います。すぐこの間の話ですが、森林組合の人に聞いた話ですが、クマも木を枯らすと言っていました。今まではクマは木を折って実を食べるとかという、そういう感じだったんですが、どういうわけか木を枯らす、それは何なんだと森林組合の人に聞いたんですが、そしたら、樹液をなめるんだと言っていました。

クマもシカと同じように、木の皮をはいで、そして、皮のところについている樹液というか、それがうまいんだというんですが、私らもそういうのをちょっとお聞きしてもわからなかったんですが、そういうわけで森林組合の人が言うのには、今、ここから見るところにポツポツ赤くなっているのは、あれはクマの被害なんだということです。昔はそんなことはなかったのに、今はそういうのだと、どうしてもかかわっていくのではないかとということになってしまいます。

そのほかイノシシ、これも高林の山沿いには、鳴内のところとかあっち、関谷地区のほうは私はイノシシのことはよくわからないんですが、イノシシが夜出たとかなんとか、木についている虫を落とすとか、そういうことで、イノシシ特有のそういうのがたくさん見えると、3年か4年前はほとんど見られなかったのが、最近はいっぱい見えるということで、高林地区にもイノシシも出ている。

シカは、かねてから百村のほうにはいたんです

が、高林には来なかった。最近ではシカも見ますというようなことで、森林組合の人がそういう話をしているんですが、そのことを考えても、かなりのそういう動物の被害があるというか、ふえている証拠がいっぱい出てきてしまっているんです。そういうことから、先ほども出たように、クマ、シカ、イノシシの被害が多くなったように見えます。

この大きな被害になっています私が思うところは、このようにふえたのは、地球温暖化のせいと考えますので、このままにしておいては私はだめだと思えます。この辺のバランスをよく考え、駆除も必要だと思います。このようなことから駆除を実行してもらいたいということを、強くお願いします。

に移ります。

の件は、鳥獣による被害についての質問は外れていると思いますが、このことについても生態系ということが考えられます。バランスの面で関係があると考えて提出したのですが、この件についてはまた後で考えたいと思います。ここで2番の件につきまして終わりたいと思います。生態系のバランスを考えて、20年前の環境に戻してもらえようお願いします。この件については強く、強くお願いをして、2番の質問を終わりたいと思います。

次に、3、道路行政について。

市道246号線の拡幅を含めた体制の考えを伺います。

市道246号線については、拡幅を考えているか伺います。

2番、市道246号線の先で、那須疏水に沿った場所に橋をかけてほしいと考えていますが、市の考えを伺います。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 3の道路行政について、市道246号、洞島青木線について、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

本路線につきましては、新市建設計画を踏まえ、平成18年10月に策定した那須塩原市道路整備基本計画の中で、拠点間を結ぶ骨格道路として市道東那須野高林線、旧県道折戸・西那須野線までを農道整備区間として計画しております。

この道路につきましては、現在のところ具体的な整備計画は立っておりませんので、法線や幅員等についてお答えすることはできません。将来整備するに当たりましては、地元や関係する皆様方の御意見等をお聞きしながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 23番、室井俊吾君。

23番（室井俊吾君） この件については、私も前から質問をしました。そのときも何かあるのかわからないのですが、いい返事をもらっておりません。平成18年に道路整備基本計画の中で折戸・西那須野線で農道整備計画として計画しているところですが、現在のところ具体的な整備計画は立てていないと言われたんですが、計画したのに無駄ということはないが、計画に対するできないということがあるのか、何か原因でそういう計画しているのにもできないということがあったのか何か、その点についてお伺いをしたいと思います。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） この道路の整備につきましては、昭和60年ぐらいに西那須野塩原インターとの接続を考えた農免道路整備を計画したことがございます。この整備計画につきましては、結果として地元との協議が成り立ちませんで、工事が中断されたという経過がございます。その後、

新たに平成18年にこの路線についての新市計画に基づきまして、この路線、事業名を今度名称を変えまして、高林篤根線という形で県に要望した結果として、県としても農道整備をしていきたいと思いますという話になりました。

そういった中で、市としましても整備を進めるに当たりましては、県、市で実施計画というのがございますので、平成19年に実施計画としまして、県営農道整備に係る費用を盛り込んだ実施計画を策定しました。この計画の内容につきましては、金沢高阿津の橋梁と、洞島横林線の調査ということで計上した経過がございます。

そういった中でございましたが、平成20年度からの予算の中では、県営農道整備の中では高阿津のほうの金沢高阿津農道を優先するというので、現在整備をしてきておりまして、この線につきましては今年度完成を目指しているという状況でございます。

今後のこの路線の見通しということになりますけれども、政権が変わりまして、国庫補助事業、農業関係につきましては、ハード面、農道整備とかそういったものについての予算が60%程度に削減されている状況もございます。さらにこういった広域農道の農道整備というのが、現在、国の補助のメニューの中からはないという状況もございます。

ただ、計画としては県のほうでも計画を持っておりますので、計画をやめるということではありませんけれども、今後を考えると、やはり新規に適切な事業の補助事業が見つからなければなかなか難しいという状況もございますが、この件についてはまだ県に計画がございますので、県のほうとも調整しながら協議をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 23番、室井俊吾君。

23番（室井俊吾君） 私も思っていたんですが、もとの黒磯地区と塩原地区がだめ、近くなっていないと思っています。そこで折戸の橋と3・3・2号線といいますが西那須野の境にある橋、あの間に1カ所か2カ所橋をと考えているわけで、その質問をするわけなんです、なかなかその計画が難しいということで、県からも今のところ難しいということではいい返事はもらえないかもしれませんが、橋だけでも先に計画をして、かける考えはあるかないか、お聞かせを願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 橋だけでもというお話がございましたが、この計画そのものは橋もかけての計画でございます。ですから、先ほど申し上げましたように、この農道を整備する、橋も含めて農道を整備する国のそういった補助事業が見つければ、そういった橋も含めて取り組むということになりますけれども、現時点では先ほど申し上げましたように、黒磯板室インターチェンジもできたという経過もございます。そういった中では、ちょっと厳しい状況にはあります。

ただ、先ほど申し上げましたように、県のほうの計画にまだ残っておりますので、これからは県とほうとは協議をしていきたいということでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 23番、室井俊吾君。

23番（室井俊吾君） 長年、あそこの蛇尾川に橋をかけたいというのは私も思っているし、ほかの議員さんも思っていたと思います。何人かが質問をしていますので、忘れるような時間もかかっている、また私が質問をしたわけなんです、現在も箕輪と横林の間にかかっている橋がない道、あそこは橋がない道なんです、川が増水すると、

あそこの横林のところまで来てしまうんです。そうすると、せっかく道路をきちんと整備しておいても、また流れてしまって通れなくなるということで、ちょいちょい直していると。

あそこは、結構間があるといいますが、折戸まで上がるのは大変ということで、結構そこを利用する人もいます。西那須野方面から那須のほうへ商売を持っている方は結構あそこを利用しているんです。そういうことを考えてみても、あの辺にやはり橋が欲しいということ、大体皆さんが希望しているのではないかと思いますし、大変金がない、そういう今は金のない時期に来てしまっていますから、確かに橋1本かけるといのは大変だと思いますけれども、今後ともそういうことでぜひとも近いうちに計画してほしいと、そんなふうに思っています。

これで私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、23番、室井俊吾君の市政一般質問は終了いたしました。

質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時06分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大野 恭 男 君

議長（君島一郎君） 次に、4番、大野恭男君。

4番（大野恭男君） 皆様、おはようございます。

議席番号4番、大野恭男です。通告書に基づき、市政一般質問を行います。

1、インフルエンザ予防接種について。

厚生労働省から、ことし10月から始まる新型インフルエンザワクチンを含む3種混合ワクチン接種事業についての費用は、市町村が個別に設定するという方針が明らかにされ、今シーズンは開始時点から全国民を対象とし、優先接種対象者は定めないとありました。そこで、以下の点についてお伺いします。

那須塩原市としては、費用助成や優先接種対象者をどのように考えているのか、お伺いいたします。

小中学生の集団予防接種のお考えはあるか、お伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 4番、大野恭男君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 4番、大野恭男議員の市政一般質問にお答えをいたします。

インフルエンザ予防接種についての費用助成や優先接種対象者について、お答えをいたします。

費用助成につきましては、国に準じた費用負担軽減措置とし、市としては市町村民税非課税世帯に属する低所得者について助成したいと考えております。また、新型インフルエンザワクチンの供給量が十分確保されておることから、優先接種対象者を定める考えはございません。

の小中学校の集団予防接種について、お答えいたします。

今回の新型インフルエンザは季節性インフルエンザと同程度の病原性であることから、集団接種の考えもございません。

以上、お答えといたします。

議長（君島一郎君） 4番、大野恭男君。

4番（大野恭男君） ご答弁ありがとうございます。  
した。

それでは、 について再質問をいたします。

まず、優先接種対象者を定めないということに関しては、ワクチンが今回供給量が十分確保されているということで了解いたしました。

費用の助成についてなんです、今、住民税非課税世帯について助成するというご答弁いただきましたが、昨年は新型インフルエンザということで非常に強毒性ではなかったんですが、非常にはやって、昨年の助成内容を見ますと、まず、妊娠している方の1回分接種を助成していて、あとは、基礎疾患を有する方、1回目接種を助成と、あとはゼロ歳児から小学校6年生までの方の1回目接種の助成、あとは生活保護世帯、住民税非課税世帯の方、ゼロ歳から6年生までの方の2回目の接種も助成、中学生、高校生に相当する年齢の方の1回目の接種助成、健康な19歳以上の方の1回目の接種を助成するというふうになっていました。

過去に、通常のインフルエンザ、季節性のインフルエンザワクチンの費用の助成というのはどこまでしていたのかというのをお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 通常のインフルエンザ予防接種の助成であります、これは毎年度定めてございまして、本市においては65歳以上の方、あるいは60歳から64歳の方で心臓、腎臓等機能障害を有する方等について助成をしていくということでございまして、単価的には3,500円、1回の助成額ということになります。

以上です。

議長（君島一郎君） 4番、大野恭男君。

4番（大野恭男君） ご答弁ありがとうございます。  
した。

65歳以上の方、あとは60歳から64歳の方の心臓、腎臓の機能障害がある方は助成するということになっていまして、新型のインフルエンザと季節性のインフルエンザの違いはあるかと思うんですが、今回はもう新型とは言わず季節性ということで認識はしているんですが、ただ、一市民として考えたときに、昨年は多くの方が助成を受けられたと。今回、普通の季節性のインフルエンザだから、また、以前に戻すといったときに、若干不満が残ってしまうのではないかと、そういった心配もあるんです。

先日、新聞に日光市の例が出ていたんですが、日光市では、これは8月31日にあったんですが、インフルエンザの冬季流行前に、8月30日に今期の新型インフルエンザワクチンについて、中学3年生までを対象に、全額助成すると助成枠を拡大する方針を明らかにしたとありました。中身的には、昨シーズンに世界規模で流行したインフルエンザの予防措置として、日光市のほうでは1歳から小学校6年生の子どもを対象に、6,500円かかった2回のワクチン接種のうち3,000円助成したと。今期は1歳から中学校3年生まで対象を広げて、助成額も全額助成するというふうに出ています。

この件に関して、那須塩原市もまねをしるということではありませんけれども、幾らかでも助成に関して枠を拡大することはできないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） ただいまのご質問でございますが、まず、今回の10月から実施するものについては、いわゆる通常のインフルエンザ

というような取り扱いになるという状況でございます。その上で、先ほど市長が答弁しましたとおり、非課税世帯に対するいわゆる低所得者、あるいは先ほど申し上げました65歳以上については、通常どおりの助成をする考えでございますので、今回特別な助成は考えておりません。

ただし、新型インフルエンザ対策本部は、まだ那須塩原市は解散してございませんので、状況によっては、それらの緊急事態があったような場合には、当然ながらその対策本部等で詳細について検討をしていくというような状況になります。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 4番、大野恭男君。

4番（大野恭男君） ご答弁ありがとうございます。

緊急事態がもし発生した場合、臨機応変に対応していただけるということで安心しました。今回、季節性のインフルエンザということで、助成内容が変わりますので、市民の方に、市民の方も昨年と同じ考えでいらっしゃる方も、もしかするといらっしゃるかもしれませんので、周知徹底のほうを十分にさせていただいて、その点ひとつよろしくお願いいたします。

では、1番については了解いたしました。

2番について再質問をさせていただきます。

なぜ、集団予防接種についてお伺いしたかという、昨年インフルエンザによって多くの児童生徒が感染して、学級閉鎖や学校閉鎖がかなりあったかと思えます。感染して通院した児童生徒もかなりあったかと思えます。おうちの方が、やはり忙しくて通院させることができなかったとか、そういったこともあるかと思えます。あくまでもこれは希望者ということになるかと思うんですけれども、那須塩原市ではゼロ歳から12歳までのお子さんの医療費はかからないというところで、例

えばインフルエンザにかかってしまったら、もちろん病院にかかりますので、莫大な医療費がかかってくるかと思えます。それを費用対効果の面から考えても、あくまでも任意になるかと思うんですが、集団予防接種をすることによって、未然に感染を防ぐということが考えられると思うんですが、その点お伺いいたします。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 先ほど答弁しましたように、対策本部自体は解散してございません。よって、緊急性あるいは蔓延性が認められるような場合については、当然、集団接種等を考慮しなければならないという状況になった場合には、医師会あるいは関係機関と相談しながら対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 4番、大野恭男君。

4番（大野恭男君） ご答弁ありがとうございます。

インフルエンザが蔓延しそうになっている場合とか、臨機応変に対応をしていただければと思います。

そこで、昨年本当に学級閉鎖、学校閉鎖とかがかなり出ました。授業等とかかなり支障が出たかと思うんですけれども、ここでちょっと教育長にお伺いしたいと思います。

学校教育現場で、このようなインフルエンザが今年ももしかしたら蔓延してしまうという可能性もあるわけです。そのときに、このインフルエンザに対してどのように、例えば児童生徒の、もしくはご家庭に周知徹底していくとか、あとは学校、今度、新学習指導要領が始まるかと思うんですが、やはり授業数確保という点でいろいろご苦労があるかと思うんですが、その辺の見解についてお尋ねいたします。



議長（君島一郎君） 教育長。

教育長（井上敏和君） ただいまの件で、学校現場ということでございますが、先ほど保健福祉部長のほうから、市の対策本部ということでお話がありました。学校現場も、やはり市の対策本部の方針を踏まえながら実施していくということで確認はしておりますので、集団接種の考えはありません。

それと、昨年度かなり流行しまして、授業時数の不足を来すのではないかと心配がかなりありました。実際には授業措置で冬休み中、または、土曜日に授業を実施したというのは2校でございましたので、学校現場でのさしたる混乱というふうなことはございませんでした。今後、やはり蔓延の状況、流行の状況を見ながら対策本部との協議を重ねて対処したいと、こういう考えであります。

以上です。

議長（君島一郎君） 4番、大野恭男君。

4番（大野恭男君） ご答弁ありがとうございます。

先ほどから何回も言いますが、臨機応変に対応していただけるかと思えます。予算の関係があるのも十分承知しております。疾病の予防が非常に大切かと思えます。防げる可能性があるものに関しては、ぜひともそこに力を入れていただいて、小さいお子様から高齢者の方々まで、安心して暮らせるようなそんな那須塩原市をつくるということを願って、この1番の質問は終わります。

次に、2、高齢者福祉施策について。

高齢者福祉の充実は、市の重要な施策と思われませんが、以下の点についてお伺いいたします。

高齢者のみの世帯数及び独居高齢者世帯数と主な支援対策について、お伺いいたします。

高齢者福祉施設の今後における整備計画につ

いて、お伺いいたします。

災害時（緊急時）における在宅高齢者の主な支援及び避難場所について、お伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 2の高齢者福祉施策について、お答えいたします。

の高齢者世帯数及び主な支援対策についてですが、4月1日現在における高齢者のみの世帯は6,557世帯で、このうち独居高齢者世帯は3,537世帯となっています。高齢者世帯の主な支援サービスとしては、日常生活の相談や緊急事態に迅速に対応するための緊急通報端末装置の設置、栄養バランスのとれた食事を提供する配食サービス、ひとり暮らし高齢者の不安感解消を図るための電話による安否確認などの事業を実施しています。

次に、の高齢者福祉施設の今後の整備計画について、お答えいたします。

平成21年度から平成23年度が第4期那須塩原市高齢者福祉計画の計画期間であることから、この計画による施設整備が11カ所及び国の方針による第5期計画前倒しによる施設整備1カ所の合計12カ所を予定しています。

具体的には、平成22年度整備を予定しているものは小規模多機能型居宅介護事業所の単独型が、塩原地区に1カ所、認知症対応型共同生活介護事業所と小規模多機能型居宅介護事業所の併設型が高林地区に1カ所、また、平成23年度整備の予定の施設についてであります。入所者が市民限定となる定員29人以下の小規模特別養護老人ホームが稲村地区、高林地区、西那須野東部地区にそれぞれ1カ所、認知症対応型共同生活介護事業所と小規模多機能型居宅介護事業所の併設型が旧黒磯市全域で1カ所、旧西那須野全域で2カ所です。

災害時における在宅高齢者に対する主な支援

及び避難所について、お答えいたします。

本年4月に公表しました災害時要援護者対応マニュアルにおきましては、在宅高齢者のうち支援を必要とする方は登録をしていただき、市や地域の支援組織が要援護者情報を共有して、災害時の安否確認、避難誘導、避難所での援助を行うこととしております。

次に、避難場所についてですが、要援護者につきましては、市内15カ所の公立公民館を地域福祉避難所として開設し、受け入れをしていく考えであります。また、民間の社会福祉施設等で災害時に福祉避難所として協力してくれる施設と協定を締結するなどして、受け入れ態勢の整備にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 4番、大野恭男君。

4番（大野恭男君） ご答弁ありがとうございます。

それでは、 について再質問をいたします。

高齢者のみの世帯数が6,557世帯と。独居高齢者世帯数が3,537世帯、かなり多いかと思えます。平成21年4月現在、要援護者台帳の中ではひとり暮らしの高齢者という方は3,340名だったかと思えますので、かなりふえているのではないかという思いがあります。その中で、主な支援対策ということで緊急通報端末設置や配食サービスと、あと電話による安否確認、これは週に1回かと思うんですが、そういったサービスをまだ受けていらっしゃる方は接点がありますから、安心という言葉は使えないかと思えますけれども、比較的そういったサービスを受けている方は恵まれているかと思うんですが、逆に全くサービスを受けていない方がやはりたくさんいらっしゃって、今年特に今日なんか暑いですけれども、異常気象で夏物すごく気温が高いと。そういった中で高齢者の方、

ひとり暮らしの方とか生活しているわけですが、お年寄りの方は、我々若い者なんかと比べますと、やはり体温調節ができなかったり非常に心配な面がたくさんあります。そういった方々に対して、サービスを受けていない方に対しての安否確認というのは、具体的にどのようなことを考えていらっしゃるか、もしくはされていたかというのをお聞かせください。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 特定サービスを受けていない方の安否確認、全体的に言いますと、いわゆる高齢者見守りということになるかと思うんですが、これについては地域包括センターが中心になりまして、自治区に生活圏が分かれているわけなんです、福祉上は。その地域包括センターが中心になりまして、相談活動やら、あるいは実質は介護認定という形の方向性になったとか、そういった事業の展開をしているところであります。

それ以外に、地域に民生委員が現在208名ほどおります。そらの地域地域での民生委員と包括センター、あるいは市のほうのタイアップとともに、自治会、それぞれの温度差はあろうかと思うんですが、自治会でのそういった地域の見守りの方の実施という方向も出ているかなと。特にこの要援護者マニュアル等でリストアップも今後されるという考え方でございますので、自治会等の地域の力の出し方が、これから事業になってくるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 4番、大野恭男君。

4番（大野恭男君） ご答弁ありがとうございます。

今、お話の中に、地域包括支援センターが核となって、民生委員の方208名ですか、あとは地域住民の方とともに協力してやっていっているとい

うことで、ひとつ安心しております。

やはり私の実体験の中で、ことしの夏にたまたまひとり暮らしの方がいらっちゃって、ガス屋さんが訪問をして、要するに新聞はいっぱい入りっ放しと。窓が閉まっていて、カーテンも閉まっているといった状況、事例があったんですけども、そのときにそのガス屋さんは機転をきかせて、地域包括に連絡があった。連絡をしてくれたんですね。そこで地域包括の職員が2名で行ったということがありました。

たまたまそのときはだれもいらっしやらなかったということで、最悪の場合を考えて地域包括の職員は動いていたわけですけども、ほんと一安心という形で終わったんですが、いろいろな市区町村で取り組みが今、見守りサポーターとか、見守りネットワークとかといったことで取り組んでいるかと思うんですけども、ぜひとも那須塩原市でも、今も部長から答弁がありましたように、そういった形をつくっていくということなので、地域ボランティアの方とか、自治会の方とか、民生委員の方、その方はネットワークの担い手としてやはり見守り推進員としてご協力をいただいて、協力事業所としてネットワークのアンテナの部分では民間サービスとタイアップするという形で、例えば民間の配食、給食サービスをされている事業所の方とか、あとは新聞、郵便、宅配、電気、ガス、乳酸菌飲料等を販売されている方と協力をして、やはり高齢者がどんどんこれからますますふえてきますので、いい意味で協定を結んだりして、見守りをしっかりやっていければと思います。

民間の例えば新聞関係、郵便関係、宅配関係、そこと協定を結ぶということに関しては、どのようなお考えがありますか、お伺いします。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） ただいまの民間機

関、会社等との連携でございますが、6月議会にも同様の質問があったかと思うんですが、これに関しまして、私どものほうの独居高齢世帯等の情報提供のみならず、いわゆる道路。道路というのは標識あるいは路面構造上との問題、あるいは落下物等の情報ですね、それらも含めた形で郵便事業者との現在協定に向けて話を進めているところでございまして、間もなくこの形は整うのかなというふうに思います。

今後、いろいろ考えられるかと思しますので、それらについて独居高齢者が孤立しないような方向で検討をしていく、研究をしていくということできたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 4番、大野恭男君。

4番（大野恭男君） ご答弁ありがとうございました。理解いたしました。

本当にますます独居高齢者の方は、すごく不安が大きいかと思うんです。これは何とか地域全体で見守りながら、安心して暮らせるよう、また、協定関係のほうも早急にやっていただければと思います。

次に、 について再質問をさせていただきます。

4期計画の中で、施設が全部で5期計画の前倒し分を1つ含んで12カ所ということで理解いたしました。その中で、国の居住系サービスに関する基本指針の中に、平成26年度の介護保険算出の個室利用の割合を70%以上にするというのがありますが、今後、整備されていく施設というのは、すべて個室対応という形になるんでしょうか、お聞かせください。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 現在のところ、補助対象がそういう形になっているものですから、基本的にはユニット型の個室ということで整備し

てきたという判断です。

議長（君島一郎君） 4番、大野恭男君。

4番（大野恭男君） 了解いたしました。

ただ、時代に本当に逆行してしまうというのは十分わかるんですけども、例えば特別養護老人ホームですと、そこがお年寄りの住まいになるということで、個室対応というのは十分わかります。今現在、施設が特別養護老人ホームですと6カ所あって、新しいところもありますけれども、みんなどんどん古くなってきて、古いところなんかは多床室という形で残っていますけれども、やがては極端な話、すべて個室になってしまうのではないかというふうな正直心配があるんですけども、那須塩原市として、独自の考えといえますか、独自の政策といえますか、例えば那須塩原市の市民は個室も選べます、多床室も選べますと、本当に先ほども言ったように時代に逆行してしまうというのが十分わかるんですが、そういった点どのようにお感じになりますか、お願いします。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 現在、特養のみでいいますと、定員が310ございます。そのうち今、おっしゃられました多床型が250で個室型が60ということで、まだ個室型は那須塩原市の場合は20%のレベルでございますので、そういう意味ではそれぞれの需要に応じて、多様に活用できるというレベルになっているかなというふうに思うんですが、いずれにしても、先ほど言いましたように、国のほうでは個室中心にいくということですので、将来的には多床型のほうが欠落してくる状況にもありますので、その辺については、那須塩原市のみが独自の政策というわけにはいきませんが、十分多様な選択ができるような方向で検討をしていくというふうに思います。

議長（君島一郎君） 4番、大野恭男君。

4番（大野恭男君） ご答弁ありがとうございます。部長のおっしゃることは重々わかります。

ただ、私の思いとしては、例えばショートステイの部分だけでも、多床室を選択できるような形で残していければという、もちろん一市民としてそう思うわけでございます。

今後、12カ所を整備、平成23年度までにしていけるわけですが、その中でこの予定している施設を整備したときに、介護保険料の見直しが平成24年度にあるんですけども、どのくらい介護保険料がはね上がってしまうのか。例えば今、基準額という形で4万7,400円という形であるんですけども、どのくらいこの12の施設整備が終わったときにその辺影響してくるのかというのをお聞かせください。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 先ほどの答弁で定数が抜けていたんですが、全12施設で234の定数でございます。これがすべて養護という形ではございませんが、一応定数的にはそんな形になっています。1床当たり那須塩原市で試算しますと、年間で361円という数字が出てきます。これは1日当たりになると1円という形になるかというふうに思うんですが、これは1床追加した場合の、先ほど質問ありました保険料の基準額でございます。そうしますと、まだ細かくは計算していませんが、おおむね5万6,000円程度になるのかなというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 4番、大野恭男君。

4番（大野恭男君） ご答弁ありがとうございます。

施設の待機者はかなりいる中で、一概に施設をつくれつくれとか、やはり言えないんだというのを、ひしひしと感じた次第でございます。やはり介護保険料関係も高齢者の方が、決められた少

ない年金の中でお支払いいただいているわけです。この辺を十分考えながら、やはり市のほうでも施設整備とかその辺やっていただけたらと思います。

先ほどの話の中で、小規模多機能にグループホームを併設してという形でありましたけれども、今はやはり高齢者がどんどんふえてきて、1人で住んでいる方も結構認知症が出てきてしまったとかというケースが結構ふえております。もちろん特別養護老人ホームには認知症の方も入居はできるんですけども、グループホームの数がどちらかというとはやはり、ちょっと足りないのではないかなというような感じがするんですが、その点についてはどのようにお考えになりますか。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 実態としては、そのような予測をしております。後期計画の中で再度施設整備等については考えていきたいというふうに思っております。

先ほどの答弁で申しわけございません。私が言った数字で29床束で答えてしまいまして申しわけございません。訂正をお願いしたいと思います。1床当たり1日1円で年で12円でございますので、申しわけございません。1床当たり12円のアップということになります。数字的には5万6,000円という数字は変わりございません。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 4番、大野恭男君。

4番（大野恭男君） 了解いたしました。

ちょっと話が前後してしまうんですけども、個室の件でちょっと一つ伺いたいんですが、例えば、生活保護を受けていらっしゃる方が特別養護老人ホームに入りたいとかいったケースがあるかと思えます。生活保護の中に介護扶助というのがありまして、その中で現在9室あるユニット型の特養とか、認知症対応型共同生活介護、これ

はグループホームです。あとは特定施設入居者生活介護の利用というのを一応、住宅補助の支給という面から制限があるというふうになっているんですが、今の時点では多床室がまだ結構ありますけれども、将来的に多床室が減ってきて、そうすると個室がほとんどになってきてしまうと。そのときに、では生活保護の方は一体どうするのかという心配があるんですが、これはまだ先の話かと思うんですが、那須塩原市としてのお考えはいかがでしょうか。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） いわゆる居住費と食費、合せて現在のレベルでは1,100円程度かかるという状況になってございまして、生保世帯、多床型についてはそれがゼロということなんですが、今言った数字はユニット型の対応の場合にそういう数字になってきます。これらについての制度、今生活保護法の制度上はそういったものの対応がございません。

よって、制度が変わらない限り、今の状態が続くと。よって、なかなか自己負担等あった場合には入所できないという状況が生まれるかと思えます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 4番、大野恭男君。

4番（大野恭男君） ご答弁ありがとうございます。

これは今後の一つの課題としていろいろ検討をしていかなければいけない部分かと思えますので、時間がかかるかもしれませんが、ひとつご検討のほどよろしくお願いいたします。

次に、 について再質問をいたします。

4月に作成されました災害時要援護対応マニュアルの中で、今現在、個人情報保護法とかそういったいろいろな問題もあって、要援護者の情報が

なかなかつかみづらいのではないかと、ご苦労をされているのではないかとと思うんですが、今月、9月以降、要援護者の同意を得て、名簿作成というのが始まっているかと思います。その中で、進捗状況と申しますか、何か例えば具体策としてどういった方に協力をしてもらって、その要援護者の名簿作成をしているとか、そういった情報がもしございましたらお聞かせください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 名簿作成等については、今月中によいよ名簿作成登載という段階になってきますので、チラシを入れまして、自治会の役員さん、あるいは地域の民生委員さん等を中心に、登載促進について向けていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 4番、大野恭男君。

4番（大野恭男君） ただいまの件については了解いたしました。

先ほど、ご答弁の中に安否確認とか避難誘導とか、避難場所への援助を行うというふうにあったんですが、これ具体的にやはりいろいろ難しい面があるかと思うんですが、地域住民の方、あとは消防関係の方とか協力をもらいながらやっていかなければいけないことだと思います。ご答弁の中に、「避難所」という言葉が出てきているんですけども、もし災害時に各公民館、あと小学校の体育館とかいろいろ避難場所があります。万が一災害が起きてしまった場合に、子どもからお年寄りの方まで一緒に同じ場所に避難するというのは、どうなのかなという疑問がありまして、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 市長のほうから、

15カ所の公民館を地域福祉避難所ということで指定していきたいという答弁があったところなんですが、いわゆる各公民館によって、畳の部屋等が用意されている場所等がございます。そういった意味で、高齢者の方は特にそういった場所での避難と申しますか、退避と申しますか、そういうことに心がけていきたいというふうに思っております。

なおかつ、保健師あるいは医師会、それから介護施設等々の支援も受けながら、そういった福祉避難所については援助を行っていききたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 4番、大野恭男君。

4番（大野恭男君） 了解いたしました。

福祉避難所ということがあったんですけども、先日、宇都宮市でこういった事例がありまして、宇都宮市で、災害時要援護者のうち、小学校や地区市民センターなどの避難所での生活が困難な人や、重度の介護や介助を必要とする人に関して、宇都宮市では、20の老人福祉施設と協定を結んで約400人から500人を振り分けて、受け入れをしてもらうという協定を結んだそうです。

実際、私も何年前に新潟で地震があったときに現場に行ったんですけども、そのときに本当にここで地震が起こるかというのは滅多にないかとは思いますが、そのときの新潟の状況というのは戦場のような、本当に大げさかもしれないんですけども、ライフラインがとまっていて、水がないとか、そういった状況の中で行ってきたんですが、本当に各老人福祉施設にお年寄りの方を廊下にベッドをつくって受け入れをしていたと。その介護職員なんかは本当に12時間、半日ぐらい働いていましたか、本当にすごい状況になっていたんですけども、そういった災害がないのが

一番よいことだと思うんですが、ぜひとも先ほど部長の答弁にもありましたように、民間福祉施設と協定を結ぶとかそういったことをして、市民の方が那須塩原市もこういった取り組みをしているんだと、安心できるような体制をつくっていただけたらと思っております。

今、ずっと高齢者福祉について質問をさせていただきましたが、今後、団塊の世代の方が65歳を迎えて、ここ数年で高齢化率が25%、4人に1人の方が高齢者という時代が迫ってくるかと思えます。核家族化もますます進んできていまして、独居高齢者の方や、高齢世帯の方が急激に多くなっていくというも目に見えております。ひとり暮らしのお年寄りの方は、特に今後に対する不安というんですか、ちょっとやはり最近足が痛くなってきたとか、そういった不安を例えば地域包括の職員に相談したり、そういったことが結構多いというふうに聞いております。やはりみんな、一人一人が老後のことを、自分のことを不安に思っているようですよ。

これからの時代、行政で支援できることはもちろん限界はあるかと思いますが、そこで、先ほど申し上げましたように、見守りのネットワークとかそういったものを早急に立ち上げていただいて、安心して暮らせるまちづくり、これを支援していただきたいと切に願い、これで私の一般質問を終わりにさせていただきます。

本当にありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、4番、大野恭男君の市政一般質問は終了いたしました。

質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。午後1時会議を再開いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山本 はるひ 君

議長（君島一郎君） 次に、24番、山本はるひ君。24番（山本はるひ君） それでは、市政一般質問を通告に従い行います。

まず、1番目の質問事項になります。

公用車について。

公用車の数は、7月31日現在395台になっております。職員の公用車使用は日常的なもので、これなくしては十分な市民サービスの提供ができないと考えております。そこで以下の5点についてお伺いいたします。

公用車の年間の使用状況、運行状況を伺います。

職員が仕事をするに当たって、公用車、公共交通機関、タクシー、自家用車等を使用する場合の決め事があるかどうかについて、伺います。

3番目、公用車購入あるいは更新の規定、使用や運行の規定、維持管理の基準はどのようになっているかについて伺います。

4番目、特殊な車を除く公用車の購入に関して、市内の自動車販売業者に対しての特別な配慮をしているかについて伺います。

最後、5番目、公用車の任意保険はどのようになっているかについてお伺いいたします。

以上、1項目めの質問です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君の質問に対し、答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） 公用車について、お答えいたします。

初めに、公用車の年間使用状況、運行状況についてでございますけれども、現在の公用車の管理、これは財政課が一括管理します集中管理車、それから各課が直接管理をします車に分かれております。したがって、それぞれの目的によって使用及び運行を行っているというようなところでございます。財政課で所管しています集中管理車、これの使用状況ということで申し上げますと、平成21年度の利用回数、これは1台平均247回、走行距離は平均で1万2,523kmということになっております。利用回数、これにつきましては1日のうちに数回利用した場合、この場合でも利用回数にカウントすることになっておりますので、高い利用率ということになっております。

続きまして、職員が仕事をするに当たっての公用車、公共交通機関、タクシー、自家用車を使用する場合の決め事についてということのご質問ですけれども、集中管理車の使用状況では、市内の移動、それから県庁などへの県内の出張がほとんどということ。公用車を使用する際に目的地までの距離、条件などによって、公用車にするのか、公共交通機関を利用するのかといった決め事は特にございません。ただ、余りありませんけれども、自家用車を使用するに当たっては服務規程の中で条件をつけているというようなところもございます。

次に、3番目の公用車購入、更新の規定、それから使用や運行の規定、維持管理の基準についてですけれども、これについては那須塩原市市有自動車管理規程、この中で管理責任者、それから運転者の義務としての点検整備、使用について定めています。

それから、公用車の購入、更新については、必

要な車種をどのように認定するのかといった基準、それから更新するときの使用年数、走行距離といったものは明確な基準はありませんが、車の状態を判断して適宜更新していくというところでございます。

4番目の特殊な車を除いた公用車の購入に関して、市内の自動車販売業者に対しての特別な配慮をしているのかどうかということですが、公用車の購入に当たっては、公正かつ公平な取引ができるように、指名競争入札によって業者を選定しているということであります。業者の選考に当たりましては、市内の業者を指名しておりますけれども、特別な配慮というものはしておりません。

最後に任意保険についてですけれども、社団法人全国市有物件災害共済会、この自動車損害共済に加入しているというところでございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、現在、市の公用車が395台だということは資料をいただいて確認をしたものなのですが、実際に最初に市の公用車の数は、この特殊なものも全部入れて395台でいいのかということをお伺いしたいと思います。

それから、次に、集中管理車と、それから各課で管理している車があるということなのですが、今後、私が聞いていくことに関しては、消防とか救急とか、それから道路とか建設関係の特殊なものは除いた普通の車ということで話を進めていきたいと思っているんですが、その集中管理車については今、平均これだけ使っているということをお尋ねしたんですが、各課で管理する車も多分かなり多いと思いますので、その表をいただいて



はいたんですが、例えば軽自動車などだと保育園で使っているとか、あるいは保健センターとか、それから公民館とか外で使っているものも含めまして、そちらのほうでもしおわかりになりましたら、どのくらいの回数と、どのくらい乗っているのかということの説明をいただきたいと思います。議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） まず、公用車の数についてでございますけれども、議員のほうからありましたように、395台というのは一般的な乗用車の数でございます。このほかに消防関係の車とかそれ以外のトラックとか、そういったものもありますので、全部では……。申しわけありませんでした。395台のうち消防関係が112台、消防関係以外が283台ということになりますので、395台についてはすべての車の公用車の数ということになります。大変失礼いたしました。

それから、それぞれの課でということですが、集中管理車、これは23台ありまして、それについては管財のほうで管理をしております。そのほかの車につきましては、それぞれの課が管理をするという形になりますので、特定してどここのどういうものということになれば、その所管のほうで管理をしていく形になります。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 今、全部で395台で、そこから特殊なもの、消防以外で283台だということなんですが、財政が集中管理をしているのが23台ということで伺ったんですが、例えば保育園とか福祉関連の車など結構たくさん車が毎日動いているようなんですが、もしそちらのほうで平均どのくらい使って、何kmぐらいというのがわかれば教えていただきたいと思います。わからなければいいんですが。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） それでは、私のほうから、私の部で管轄している車両でございますが、社会福祉課、子ども課、高齢福祉課、保健課ということになりますが、全体で52台ございます。それと、先ほど総務部長がお答えしたような形での数字を申し上げますと、延べ回数は1台当たり249回、それから走行距離については4,975kmということになっております。これは年間でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 大変細かい数字をありがとうございました。

それで、集中管理の車と今の各課の管理、福祉の部分で52台あるということだったんですが、台数はともかくとしまして、集中管理の車というのはどのような使われ方をしているのか。各課のほうは大体わかるんですが、その辺の基準などがあれば教えていただきたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 集中管理車の使われ方ということですが、当然、各課に配置されている車については、一応市民サービスを行う上で、すぐに対応をしなければならないとか、それから、業務によって車が必要だということなどには、各課が直接管理する車がございます。そのほかに、私どものほうの総務の関係でいいますと総務課であるとか、財政課であるとか、通常は余り車を使わない課もございます。

そういった通常余り車を使わない課、そういったところが車を使用する、出張をする際には公用車を使う、集中管理車を使うという形になります。議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 先ほど、集中管理の車が1万2,523kmで、平均すると247回だというふう

に、それから、たまたま福祉の車は52台で249回の4,975kmというようなお話でしたが、集中管理の車が大変たくさん使われているが、特に距離的に使われているんだというような印象を持ちました。これはそういうものがあるのかどうかわからないんですが、全体といたしましてその普通車としての特殊なものを除いた公用車の数というのは、足りているというふうに思われているのでしょうか。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 数の問題についてなんですけれども、足りているのか足りていないのかということではいいますと、結論的に言いますと、現在、8月に入りまして公用車の調査をしております。その要因としては、これまで定員管理の話で代表質問のときにもお答えしましたように、合併したときに950人の職員がいました。現在860人という職員になりました。それと組織機構についても本庁方式という形で、支所のスリム化、本庁のスリム化等々を図りまして、機構もある程度5年を経過した中では落ち着いてきたというところでもありますので、本当に今まであった車が足りているのか、不足をするのか、実際のところは、それぞれの課が使っておりましたので、把握していることがなかったものですから、そういったものを一度把握するために調査をかけているというようなことでございます。

今後、この調査の結果、どういう結果になるかわかりませんが、遊んでいる車があるのか、それとも足りないのか、その辺のところについては集計をした後に結論を出したいというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） この質問を出そうと思ったときに、そのようなことをお聞きしたときに

は、まだそういうことがないというようなことでしたので、今お聞きして、今後その辺のところ、足りているのか、足りていないのか、あるいは何台あるのが、適正という言葉は余り的確ではないと思うんですが、必要なかということが出てくるということで、今後にはそれは回していきたいと思えます。

次のほうに移るんですけども、職員が仕事をするに当たっては、この地におきましては電車とかバスとかというものが余り発達していないということ、それから、広い地域であるということから、車を使うことが前提でお仕事をしていくしかないと思えます。そういう中にありまして、それでも遠くに行くということもあるでしょうし、あるいは時間的に普通の国道を通っては間に合わないというようなこともあるということで、公用車か公共交通機関か、あるいはタクシー、もしくは自家用車を使うこともあるのではないかと、あるいはそういうことがあるということですので、その決まりがあるかということを知ったんですが、特になんかということではございません。

また、先ほど自家用車を使うことは条件があって許されるみたいなお答えだったんですが、この辺については、では、それをどなたが判断するのか。先ほどのお話の中では各課管理ということだから、各課の上の方がそれを判断するんだと思うんですが、その辺、それでうまくいっているのかどうか。実際どのように、例えば自家用車がいいんだとか、高速を使っていいとか、タクシーだとか、新幹線を使うのかという基準が何もなしということなんです、一応何か目安があるのであれば教えていただきたいと思えます。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） まず、自家用車の服務規程の中に含まれている条件とありますが、決ま

りを申し上げたいと思います。

服務規程の中で、自家用車の使用ということでのっておりまして、公用車の配車が得られないという場合ですね、あくまでも公用車を使いたいけれども、公用車がないという場合で、次のいずれかに該当する場合ということになっておりまして、交通機関が利用できない場合、または運行本数が極めて少ない場合、それから夜間の勤務の場合、それから雨天その他の気象上の理由がある場合というようなところののっておりまして、その場合であっても、当然道路交通法に定める運転免許証であるとか、それから、保険に入っているとかというような条件があれば、自家用車の運行も認めるというようなことをごさいます、あくまでも公用車を使うというのは出張でございますので、出張は所属長の命令ということですので、所属長の命令によってこれを使うこともできる。ただ、余り条件はないというところをごさいます。

それから、交通機関については、今こういう財政状況でございますので、なるべく公用車を使うようにというような形の中で運用をしているというところをごさいます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） わかりました。

今、自家用車を使うに当たっては、ひとつ車がないということがまず一番の前提だという話でしたが、先ほどの1番の話とも関連しますが、では、数が足りているのかという問題にもなると思えますので、この辺につきましては調査をしていただいしゃるということですので、調査をしていただいで、自家用車を使うということが余りにも多いようであれば、やはり適切な車を用意していくということが大切なのではないかというふうに思いました。

先ほど、集中管理車は市内を動くか、県外への

出張へということだったんですが、例えば各課管理の車で、軽自動車しか持っていないというような課の場合に、例えば県庁まで行くというようなときにも軽自動車で行くというような、その辺は各課で、ちゃんと乗用車を持っているところでは各課の車を使うというような、そういう決まりというのがあるんでしょうか。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） あくまでも各課で管理をするものは管理を前提としておりますので、例えば車がない私ども総務部の場合なんかも、公用車、集中管理車がない場合は、例えばどここの課に連絡をして貸してくれないとか、また、持っている課であっても、使用中の場合には、ほかの課の車を借りると、そういった融通をきかせながらやっているというようなことをごさいます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） つまり財政課が集中管理している車も、各課が管理している車も、最終的には市の持っている車なので、それはお互いに使用状況を見ながら、やりくりしながら使っているというふうな理解でよろしいということですね。はい、わかりました。

次に、3番目のほうに移っていきます。

公用車を新しく購入する、あるいは買いかえの更新をする、それから使用とか運用の規定、維持管理の基準についてお伺いしたわけですが、全体として特別に管理についての管理規程はあるということでした。点検整備とか使用についてを定めであるということなんですが、どのくらいの規定になっているのか、具体的にこれは教えていただければありがたいと思います。管理規程というのが、市で持っている自動車の管理規程ということだったんですが、どの辺まで、どういう規定をしているのかという、もうちょっと具体的に教えて

いただければと思います。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 那須塩原市の市有自動車管理規程の内容ということでございますけれども、まず、例としては集中管理車・専用自動車運転管理者、それから運転副管理者というものを定めるといった話の中で、管理者の責任というようなもの、それから運転管理者の職務、それから管理責任の義務、運転者の義務、それから専用自動車を運行するに当たっての使用の申し込み、運行委託の禁止、事故の報告というようなことを決めております。

具体的には、車を運転した後は、必ず使用した後に使用場所、使用時間、それから異常の有無等々を記入するとか、そういったことを規定しておりますし、また、運転管理者については安全運転のために活動をしなければならないということになっておりますので、年1回の講習をやったり、そういったことをやっているというのが、この規定の中で決められていることでございます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） そういたしますと、この質問を出してから市の黒磯のこの庁舎だけなんですけど、公用車であろうと思われるものをちょっといろいろ見た、外側から歩いて見たんですけども、車によって、やはり新しい、古いというのはそれは仕方がないことなんですけど、きれいに使って、よく洗っているなというような車とか、ちょっとのぞくと、中にやはりいろいろでした。そういうことを考えますと、今の管理責任者というようなお話がありましたが、これは課長さんが行っているというふうに考えてよろしいんですか。

それと、もう一つ、今きちんと管理をなささいということだったんですが、1年に1度の点検はともかくとして、日々運転した人がきちんと次の

人が使うのに当たって、気持ちよく乗れるかみたいなものは個人に任されているというか、それぞれの課に任されているというようなことなのか。聞くところによりますと、洗車はどうかということをお聞きしたら、最低1年に1回はやっているだろうけれども、夏と冬ぐらいかなみたいなことをお聞きしたこともありますので、その辺については、つまり各課に任せているという、そういう理解でよろしいですか。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） まず、車の清掃等々の話ですけれども、これについては管理者の責任ではありませんので、自動車管理規程の中の運転者の義務というところがございまして、運転者の義務の第6号に、自動車の運転が終了したときは、清掃、点検を行い、運行中の異常の有無について直ちに管理責任者、または整備管理者に報告し、所定の場所に駐車することとなっておりますので、毎回、だからといって掃除をするかということ掃除はしないと思いますし、適宜それは各課の判断の中でやるべき運転者の義務という形になっているというふうに思います。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） よくわかりました。

自分でも車を運転いたしますし、私もきれいに洗うほうではないのでよくわかりませんが、市の車はやはり公用車ということであれば、これは税金で買っているわけですし、財産ではないかもしれませんが、皆さんで使うものでありますし、そして、これを使って仕事をしているということは、これで市民サービスの一助を担っているというものでありますので、個人個人の感覚に任せているというような感じではありますので、もう少し何かきちんとした管理をしたほうが、車のためにも、市民サービスのためにもいいのではないかと

というふうに、それは感想として思います。

では、次にいきますが、車の購入、更新、それから点検のことも含むんですが、こういうものを新しく買う、あるいは買いかえるということについての明確な基準はないというふうに先ほどお話をいただいたんですが、車の修理をしているところのお話を何カ所かお聞きしたんですけれども、例えば、修理をするより買いかえたほうがいいのではないかというような状態の車であっても、走行距離が余りたくさんになっていないので、あるいは年数が余りたっていないので、これは修理で乗りたいんだというようなお話、あるいはそういうことであれば修理をするみたいなんですが、その辺のところはやはり、各課によって使い方も違うでしょうし、乗り方も違うでしょうから、その辺の判断を各課にそれも任せているんだろうというふうな、先ほどの答弁だと、そういうふうに判断するんですが、やはり何か大きな目安、大ざっぱでいいので、目安というのがあるってよさそうだと思うんですが、その辺も何も一応規定はないというふうなんでしょうか。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 結論から言いますと、明確な基準はないということでございます。ただ、一例で申し上げますと、総務部の契約検査課というようなところで、昨年5月に車を更新いたしました。その際の車の状況というのを申し上げますと、20年乗った車を走行距離が10万5,000kmというものを昨年5月に更新したというようなところでございます。その車が修理したほうがいいのか、新車にしたほうがいいのかというのは、その車の状態とか使用の状況、そういったものが大きく影響するというふうに思います。

かつて、合併前の旧黒磯のときは、例えば目安として10年で10万kmというような目安もありまし

たけれども、最近の道路事情とか、車の性能、そういうものからいって、一定に10年とか20年とかと決めるようなことではなくて、先ほど申し上げましたようにその状況を見て、適宜更新させていただければというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） おっしゃっていることは確かなことだと思うんです。そのときに問題になるのは、ではだれが判断をするのかということだと思うんです。車も確かに一昔前は10年とか10万kmとか言われていましたが、多分今は性能がいいので20万km乗っても乗れる車もあるでしょうし、もしかすると10年たつと5万kmしか乗っていかなくても、新しく買いかえたほうが、燃費とかあるいは大きくいうと、地球のためにいいということですか、変な排気ガスを出さないかという、そういう技術の発達もとても早くなっていると思うんです。

そうすると、自分で言いながらも矛盾するんですが、基準というものが例えばないにしても、その判断、つまり、この車1台1台、Aの車は状況があるとすると、それをこの車はもう買いかえに入ったほうがいいねと、Bの車については、これはもう少し乗れるという判断を、少なくとも市の中できちんとどなたかができる、あるいは考え方によっては民間のそういう業者というか、専門の方に見てもらえると、そういうシステムをつくるということは大切なことではないかと思うんですが、その辺についてのお考えはどうでしょうか。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 私も車に関しては専門家ではないので、では、この車が更新するのがいいのか、危ないというような判断をするのかということではできません。ただ、一般常識的にいえば、今までのような管理の仕方ですと今のところ支障がな

いので、基準はつくれないというような形で考えておりますけれども、一番初めに申し上げましたように、今、各課の運行状況でありますとか、例えば使われ方とか、そういう中で、議員から話がありましたように、本当に普通車でいいのか、小型車でいいのか、そういったことも含めて調査をしているところでございますので、その辺も含めて調査の結果ということになるかと思うんです。

ただ、やはり判断基準をつくって更新をしていくということについては、少し時間をいただいておりますとおかないと、今ここで基準をつくり出すという形にはならないということで、ご理解をいただければというように思います。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 車の数も多いですし、使い方も違いますし、本当に車種もそれぞれ違っているという中で、各課が管理をしているということであれば、その使い方によっても基準が違うので、一概に物事を細かく決めれば決めるほどうまく機能しないというようなこともありますので、その辺は少し長い時間をかけてでも、一番いいという方法に持って行っていただければいいというふうに思っております。

点検の整備などにつきましても、今は法定で決められているので、1年に1度はどこかでしているということ、そういうときにスタンドで洗車もして下さるというようなことだと思うんですが、主に決まりとしては、1年に1度か2度はきれいに洗っているということなんですが、皆さん職員の数もかなり減っておりますし、車を使うことも多くなっている中で、例えば洗車は、今は1,000円ぐらい出すと洗車機できれいに洗ってくれるというシステムもありますので、そういう形で手で洗うというようなことだと、やはりその時間が無いというふうになると思いますので、その辺は費

用対効果ということからすると、非常に少しのお金で車がいつもきれいになっているという状態のために、私は別に市で洗車機を買えというのではなくて、スタンドに備わっている洗車機に、コインを入れてきれいにするようなことを各課でやるような、そういうことを、今はそういうことができないというようなお話でしたので、そういうことができるような、そういう少し昔のままではなくて、そんなことも考えていただければいいと思っています。

それはお答えくださいと言っても、多分それはできないということだと思うんですが、今後、やはり車を使っていくに当たって、そういうことも考えたらいいんじゃないかなと、これは希望であります。

それから、もう一つ、車を更新するに当たって、売っている車屋さんの話だったんですが、こんなものが必要なんだろうというような中のナビとかそういうものについて、非常にぜいたくなものを仕様として要求していることがあるというようなことを聞きました。本当かどうかわかりません。そういうものが必要だから、それをそういうものにしてくれと言ったのかもしれないんですが、その辺についても少し今後、何か基準をつくっていくときには、そういうものを考えていただければというふうに思っております。

次に、4番目のほうに入ります。車を買うことに関してです。購入とか、更新で買いかえるということなんですが、先ほど指名競争入札で適正に買っているということだったんですが、昨年度の入札の状況を、私なりに調べてみましたら、普通の車、特殊なものでないものは11台買っているんですね。そのうち、例えば、昨年11月に3台買っているんですが、同じ業者側のところで落札しているんです。それは公平というか、きちんと競

争入札をした結果でありますので、それはそういうものが入札なんだと思うんですが、例えば市内の業者さんが幾つかあって、実は公用車の購入の入札に関しては、辞退と、それから欠席ではなくて、そのときに来なかったというのが結構あるんです。

それで、理由はそれぞれだと思うんですが、この公用車の購入に関しての指名競争入札というのは、こういう今のままの形でよいのか。車の値段というのは、一つの値段が片一方が100万円で、片一方が200万円というようなことはないんだろうと思うので、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるのか、ちょっとお尋ねしたいというふうに思います。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 公用車の購入に関してのお尋ねでございますので、現在、市内の自動車店として登録されている業者は9事業者といいますが自動車工場がございます。このうち扱っている業種として、全部を扱っているというところが3自動車販売店、そのほかは一部ということですが、この一部取り扱っているところも、すべて名前は出しませんけれども、特殊な、例えばディーゼル車であるとか、そういったものは扱っていないけれども、一般的に言う公用車は扱っているということでございますので、この9事業者に対し、市が発注する公用車については、競争入札をしているというところでございます。

自動車の値幅がどのくらいなのか私はわかりませんが、入札の結果として自社の中で企業努力をされて、落札をしているというふうに考えております。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 9者のうちできちんと入札をしているというようなことで、特殊なもの

も含まれているから、辞退とかがあるんだろうということ、そういうことなのかもしれません。私は、例えばこの車種でなければだめというのもしかするとあるかもしれないですね。だけれども、軽自動車であれば別にAでなくてもBでもいいというような考え方も、片方にあると思います、特殊なものでなければ。そうであるならば、去年11台、それは普通車も、それから小型も入っていたと思うんですが、そういうものを買うときに、やはり業者さん、車検とか、それから点検とかでいろいろお世話になっているところばかりだと思いますので、何か入札するのは悪くはないんですが、素人的に考える、順番に、Aが1回とったら、次は辞退してBにみたいなことだ、ということというのは、やはり逆にやってはいけないのでしょうか。何かそんなことを考えながら私は入札の結果を見ていました。別にこれはお答えが欲しいということではないんです。

次に、いきます。

任意保険のことなんですが、全国市有物件災害共済会いうところで、自動車損害共済に入っているということですね。平成21年度は、消防以外の車で501万3,356円、平成20年度は消防以外405万6,687円ということで、1年間で23.5%上がっているんです。その内訳を見ると、その共済のこと、よくわからないんですが、平成21年度は総合契約、20年度は基本契約というので名前が違って、総合契約で23.5%上がっているということなんですが、この辺について、保険がよりよい保険になったのか、その辺の説明をお願いいたします。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 保険の金額が高くなっているということでございますが、実は車両事故の対応ということが一番大きくなっておりまして、これまでは事故を起こした場合、担当課が直接事

故の相手方と示談交渉をするというところで進めてまいりました。昨年11月からは総合保険に加入しまして、一応この対応は保険会社と相手方の保険会社ですね、それでやっていただくという形になりましたので、通常よりは1.3%から1.4%負担金が高くなっているのは、そういうことになります。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） これは値段が上がっても、計算すると、普通の私なんか入っている保険に比べると、何分の1という非常に安い値段で、2万円以下ぐらいで入っているような感じでありますので、そういう形でよりカバーが大きくなる保険に入ってくださっているということだということであれば、これは高くなっても当然だし、それは大変必要なことではないかというふうに思います。

以上、1番から5番まで公用車について質問をいたしました。車の運転というのは一歩間違えば事故にもつながるといってございまして、日常的な整備とか点検とか、あるいは使用の規定、あるいは管理、それから車を買うことに関しても、やはりずっと今日聞いておりました、すべてを各課に任せている、あるいは個人の良識に任せているというようなものが多いみたいですので、長期的に経費の節減ということもありますし、環境に配慮したということから、車の買い方、あるいはどんな車にしたらいいのか、その点検整備についても、やはりきめの細かい、少し大ざっぱでいいので、目安などをつくっていただいて、より職員の皆さんが安心して運転できるような、そういう体制をつくっていただきたいというふうに思っています、この項は終わります。

2番目の質問に移ります。

出勤管理の電子化について。

那須塩原市は、那須塩原市地域情報化計画に基づき、各種手続のオンライン化を進めております。一方で、職員の出勤管理は依然として紙により行っている状況であります。そこで、出勤簿への押印、各種休暇などの届け出についての手続の現状と、なぜそのような方法で行っているのかについての合理的な理由、そして、今後、IDカード、あるいはパソコンを使つての管理を導入することについて、どのように考えているかということについてお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（増田 徹君） それでは、出勤管理の電子化に関するご質問にお答えしたいと思います。

職員の出勤管理につきましては、那須塩原市職員服務規程に基づきまして、定刻までに出勤簿に押印する方法で対応をしております。この方法をとる理由ということですが、出勤や休暇、出張、時間外勤務という所属職員の所在等の管理については、所属長の職務であるということからでございますので、所属長が確認をする上で、現在の方法が一番効率的あり、また、経済的であるというふうに考えているところでございます。

IDカード、それからパソコンを活用した出勤管理システムの導入についてということですが、導入のための新たな経費も必要となりますし、また、現在の紙ベースの出勤簿、休暇などを適切に管理することで支障があるというふうな状況にありませんので、当面、この方法で対応をしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） このことにつきましては、以前にも質問をしたことがありまして、そのときにも変えるつもりはないということでお答え



をいただいているんですが、なぜ何度も聞くかということに関しましては、一番は、私の知っている、あるいは知らない人もいますが、市民の方から、こういうお話をしますと、やはり非常に疑問の声が出てきておまして、今はカードを使うとか、パソコンを使うとかということで、一般の大きな会社などでは、それで出勤、退勤の管理をしていると。あるいは会社の総務の人などの話によりまして、経費がかかるという、それは初めに経費はかかるにしても、市のいろいろな情報系のお金などを見せて説明をしたところ、これだけいろいろなところにこういうふうにお金を使っているのであれば、出退勤についてそんなにお金を使わなくてもできるのではないかと。別に人を管理するというのが悪いということではなくて、とてもお給料の計算とかするのも楽なのではないかというような話の中で、そういうことをやはり素朴にやったらいいのではないかとということで質問をしたものですので、これ以上、だからどうこうということはお答えいただいたのでいいのですが、一つだけちょっとお伺いいたします。

例えば今、きょうの段階で朝皆さん来たときに判こを押しているということなんだと思うんです、紙ベースで。というのは、今この時点で可能ではないと思うんですが、では、今例えば黒磯の庁舎の中で判この数を数えたときに、では、今出勤している人のことというのはわかる。あるいは、きのうまでの時間外勤務をした人は何か書いてあるわけですね、そういうところに。そういうものというのは、今、もしきのうの段階のそれを知りたいといえばわかるというようなことにはなっているんですね。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 今現在、職員がいるかどうかという確認ができるかできないかというご

質問なのかなという気がしますので、それについては、所属長が出勤をした後、どういうところに職員がいるか、どういうところに出張をしているか、どういう仕事をしているかというのは所属長の仕事でございますので、それを確認するということは当然のことだと思います。

それから、以前も申し上げましたように、超過勤務というのは、所属長の勤務命令でございますので、やるということについては事前に、こういう仕事を何時間やるということを受けて勤務に入るということですので、その勤務の状況についても把握しているというようなところがございます。

それから、ICカードの関係で少し申し上げますと、那須塩原市にとっては今後必要になるのかもしれませんが、こういうICカードとかパソコンでの管理というのは、アメリカの話が出ましたので、ついでに申し上げますと、やはりタイムフレックス制であるとか、セキュリティの管理であるとか、そういったものとあわせて導入しているところが多いのではないかと。こういうふうなことに考えますので、今必要ではありませんが、今後必要になってくることになるのかもしれませんが、ただ、今申し上げているのは、現在の段階では、まだ那須塩原市にとっては必要ではないのではないかと。これを申し上げているところでございます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） この件についてはわかりました。

今後、やはり社会の態勢もどんどん変わっていきますし、市役所の仕事というものもやり方も変わってくると思います。そのときにはそのときに一番職員の方が仕事のしやすい、あるいは上のほうからいえば、管理しやすいというような形で考えていっていただきたいというふうに思います。

3番目に移ります。

那須塩原ブランドについて。

この春、那須塩原市農観商工連携推進協議会が設立され、事業の一つとして那須塩原ブランド認定審査委員会を設置し、地域ブランドの創出に取り組み始めています。そこで、以下4つのことについて伺います。

農観商工連携事業と那須塩原市農観商工連携推進協議会について、事業の体制や進め方、予算について伺います。

2番目、那須塩原ブランドとして認定する基準は、那須塩原らしさ、独自性、信頼性、安定性と4つ掲げられていますが、イメージとしてどのようなものを想定しているのかについて伺います。

那須塩原ブランドにより、地域産業の活性化と那須塩原市の知名度向上を図るとあるが、その方法について予定を伺います。

この8月にはブランド商品に表示するための認定マークの募集を行っております。農務畜産課は「みるひい」という、牛乳消費拡大のマークを以前からつくっておりまして、それが浸透しつつあるところです。それらをどのように使い分けていくのかについて伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 24番、山本はるひ議員の市政一般質問にお答えをいたします。

那須塩原ブランドについて、4点の質問がありますので、順次お答えをいたします。

第1の農観商工連携事業の推進体制や進め方、予算についてお答えをいたします。

本年3月に設立をいたしました那須塩原市農観商工連携推進協議会の構成は、第1次産業では農林業、酪農団体、第2次産業では、加工・製造業から、第3次産業では、商業、観光業のほか消費

者団体、行政機関など36団体で組織をいたします。地域ブランドの創出など4つの事業に取り組んでおります。協議会のもとには各団体の現場代表者で構成する幹事会があり、事業執行に当たります。また、幹事会メンバーは事業執行補助機関である委員会、または専門的調査検討機関であるワークショップのいずれかに所属して活動をするようになっております。

現在、那須塩原市ブランド認定審査や産業振興大会の準備を進めている2つの委員会と、地産地消推進や販路の拡大を調査検討をする2つのワークショップが活動をいたしております。事業費につきましては、11月10日の産業振興大会開催費として100万円を予算化をしているほか、那須塩原市ブランド認定品のPRを積極的に進めるための追加予算を今議会に提出をさせていただいております。

次に、那須塩原らしさなど、4つの認定基準のイメージについてお答えをいたします。

まず、那須塩原らしさは、本市の風土と歴史にはぐくまれた魅力あるものを想定しており、例えば生産、製造など、那須塩原市の土壌、水、気候条件等が活用されている。歴史や経緯などの地域に根差した物語性やエピソードがあるものなどです。

独自性は、ほかに類を見ない、または類似のものに対して優位性を主張できるものを想定しており、商品特性がすぐれている、生産方式や販売方法、出荷時期などに工夫があるなどです。

信頼性では、商品規格の統一や生産履歴記帳など、安心・安全への配慮、責任所在の明確化など体制の整備を想定しています。

最後に安定性ですが、これは継続的かつ安定供給に努めているかがポイントであると思っております。

次に、ブランド化による地域産業の活性化と知名度向上の方法についてお答えをいたします。

那須塩原ブランド認定品が決定した後は、これらをいかに効果的にPRしていくかがポイントとなります。そのために、産業振興大会ではブランドを認定式とか、試食会や展示会を兼ね商談会を開催をするとともに、市農観工商連携推進協議会の情報も活用したいと考えております。また、市の広報でのお知らせ、認定品のPRに特化したホームページやパンフレットの作成により、広く情報を発信していきます。このほか、県観光物産協会と連携して、県内外に情報を発信したいと考えており、さらに緊急雇用創出事業を活用して、訪問などによる認定品の販路開拓・拡大に取り組みればと思っております。

最後に、ブランド認定マークと「みるひい」マークの使い分けについて、お答えをいたします。

那須塩原ブランドの認定マークは、市内で生産、加工、製造された農林水産品や特産品の中からブランド認定されたものについて使用できるものであり、認定品は幅広い分野から選定されることとなります。そのため、認定マークは多くの分野から支持されるようなデザインマークであって、信頼のあかしとして活用していきたいと考えております。

一方、「みるひい」は、生乳生産本州一のまちを象徴する牛乳消費拡大PRキャラクターとして誕生したものであるため、この目的に沿った活用を今後とも進めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、一括して再質問をいたします。

まず最初に、農観工商連携事業の進め方について、今お話をいただいたんですが、11月10日に行

われる産業振興大会で、ブランドの認定品のPRをしたり、それからブランドの認定式をし、試食とか展示とかの商談会をしたり、そこでいろいろな宣伝をするというようなことになっておりまして、その予算が100万円だということでした。

それで、きょうからいきますと2カ月後ということになっておりまして、私たち議会に対しては合併5周年の記念ということのイベントの中にこれが入っておりましたので、こういうことがあるということはわかっておりましたが、那須塩原ブランドというものについては、お聞きしたのが本当にこの春ぐらいでしたので、とても時間がない中で決めるんだなというイメージを持っております。これにつきまして、もう少し、今どの辺まで那須塩原ブランドを、つまり11月10日に認定式をするということは、もう既に予定、少しは決まりつつある、あるいはこんなものをというのが出ているのかということについてお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 11月10日の産業振興大会に関する中で、この事業につきましては、先ほど市長から答弁しましたように、4つの目標を掲げております。地域ブランドの創出とか、地産地消の推進、付加価値のある新商品の開発とか販路開拓といった、その一部門が地域ブランドの創出ということで那須塩原ブランドということでございます。それにつきましては、もう前の全協のときにもご説明しましたように、マークの募集と那須塩原ブランドの商品募集をしております。

既にブランドにつきましては20品目の応募、20点の応募がありました。マークにつきましても、ちょっと少なかったんですけども、16人から36作品ということで応募がありました。今後、これの進め方につきましては、委員会がございますの

で、ブランド認定の部分につきましては、ブランド認定審査委員会がございませぬ。また、内容については申し上げられませぬけれども、第1次審査は終わっているという状況です。第2次審査等もありますので、これからまた審査をした中で、11月10日には認定式も実施していく。

マークにつきましては、ちょっと作品が少なかった関係もあるんですが、これにつきましても農観商工の産業振興準備委員会という委員会がございませぬので、その中で大会に関する部分とブランドのマークについての部分も審査をする。それをその委員会でやっていくという形になります。この分につきましては9月10日に会議を予定しているということでございませぬ。

具体的に、11月10日ですけれども、前にもお話ししましたように、この日はこの那須塩原ブランドの認定式、あるいはマークの表彰といひませぬか、そういったものを行ひませぬして、パネルディスカッションも計画してございませぬ。その後、基調講演的な講演を京都大学の先生にお願ひをして産業振興大会を終わる、形としてはそのような構成で実施したい。

あわせて商談という話ですけれども、今考えてございませぬのは、那須塩原ブランドの認定品、何品目になるかわかりませぬけれども、そういった部分のPRも兼ねた試食あるいは販路開拓のための部分で商談的な部分もやっていきたいという計画で進めてございませぬ。11月10日の実施に向けては、あと2カ月ですけれども、準備のほうはそれぞれの委員会を着実に進めているといった感じを持てございませぬ。

以上です。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） それでは、次に質問をいたしますが、先ほど、今後このブランドを広めていくのにPRが決め手だというようなお話がありました。情報発信を積極的にやっていきたいということだったんですが、今回の9月の補正の中に、労働費の中に緊急雇用創出事業ということで、那須塩原ブランドPR業務574万7,000円という予算が入っております。これが多分PRをしていくためのお金だと思うんですが、委託料ということで入っておりますので、これについてのご説明をお願いいたします。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 今回、9月補正でお願いしてございませぬ那須塩原ブランドPR事業ということで、この事業につきましても緊急雇用創出事業の中で対応をしていきたいということで、内容的には先ほど申し上げました那須塩原ブランドが決まりましたら、今度はやはりPRが決め手という形になりますので、この事業につきましても、民間の業者に委託をする形で、民間の業者さんが新規の雇用をしながら業務を行っていくという内容でございませぬして、業務の内容につきましては、ホームページの作成です。ホームページの作成がメインでございませぬ。そのほかにもパンフレットの作成、さらに先ほど市長の答弁の中で申し上げましたように、那須塩原ブランド、今回20品目の応募がありましたけれども、今後も続けていくという中で、また、隠れたブランドがあるんで

はないかということもありますので、その両者により発掘といいますが、そういったもの那須塩原ブランドにふさわしいものがあるかどうかを発掘していただくということも、一つの分野として考えております。モニタリング関係もありますし、先ほど申し上げました商品のPR等もやっていただくということも、業務の内容として掲げております。

なお、この事業につきましては、今年度10月から3月まで実施する形がありますけれども、来年も同じような形で那須塩原ブランドを募集しますので、その後、やはり10月から3月まで同じ事業者と同じような業務をやっていただくということで、2カ年にわたる、それぞれ6カ月の形になりますけれども、2年間にまとまりながらこの事業を実施していくという、そういう関係でございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） PRを外に委託をして、それを2年間半年ずつ行うという説明でしたが、一つホームページの作成とパンフレットの作成ということだったんですが、多分事務局が那須塩原市で持っているこの事業について、ホームページは那須塩原市のホームページがございしますが、これは新たに別建てでホームページをつくってやっていくということなのか、あるいは那須塩原市のホームページの中に入れ込んでいくのか、それによっても費用というのが違うような気がするのですが、それについてお伺いしたいのと、あと、PRが決め手ということではありましたけれども、10月から3月、そうすると4月から9月まではその辺のことをどのようにやっていくのか、その2点についてお伺いいたします。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 今回、作成しますホームページにつきましては、独立したホームページということで、市のホームページとリンクさせるような形で考えていきたいというふうに考えております。

あと、この10月から3月委託の間ということですか、その間という意味ですね。その間につきましては、当然市においても広報紙等を利用したPRもやりますし、さらにブランド品が決まれば、いろいろな、現在でも東京、横浜などに行って商品のPRなどもやっております。そういった中で、那須塩原ブランドの商品をPRをしていくということもありますので、そういった機会を利用しながらPRに努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） 今、那須塩原ブランドのホームページを別につくるというお話、ちょっとびっくりして聞いていたんですけども、このブランドを地域産業の活性化ということと、それと知名度向上、知名度向上というのは、多分那須塩原市の知名度でもあるでしょうし、地域の産業の知名度でもあると思うんですが、そういうものを向上するためのホームページを、わざわざ那須塩原市とリンクをさせるという話ではあっても、例えば「みるひい」のブログなどというのが那須塩原市の中にあります。そういうことを考えますと、那須塩原市のホームページの中に張りつけてしまったほうが、宣伝になるような気がするし、お金もかからないのでいいのではないかとこのように今ふと思ったんですが、これわざわざ別建てでブランドについてお金をかけてホームページをつくることの意味について、少しお伺いしたいというふうに思います。

それと、20品目先ほどブランドに応募があったということなんですが、これを今後多分1次応募で20ということなので、これから選考していくとは思いますが、商品について申し上げられないということだったので、詳しくは言ってはいただけないんだと思うんですが、およそ例えば食べる物だけなのか、県内のほかのブランドを見ますと、例えば温泉なんていうのがブランドにあったり、木材がブランドにあったりするんですけども、この那須塩原ブランドについてのこの20の応募は、およそ農産品とか、あるいはお菓子とか何かそういう食べる物というふうに限定はしていないんでしょうが、ということで考えているというか応募があるのかということについて、お聞かせ願いたいと思います。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） まず、1点目のホームページの関係ですけれども、ホームページの関係につきましては、やはりアクセス数をふやすというのがPR効果も大きくなるという部分だと思います。そういった中で検討をした結果として、例えばブランドという検索の中で那須塩原ブランドが出てくるということも考えられますし、アクセス件数からいきますと、そういった独立したものでやったほうが効果があるということも聞いております。そういった意味合いで独立したものをということで考えております。

さらに、もう1点の20品目ですけれども、これにつきましては出てきておりますのは、主に農産品及び農産品の加工品的なものが主でございます。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） ホームページを独立で立ち上げるのか、あるいは市のホームページの中に入れ込むのかというのは、予想なので何とも言

えないところだと思うんですけども、那須塩原ブランドと言ったときに那須塩原、ブランドとかとやると、多分市のほうのホームページに結構引っかかっていくのではないかとというふうに考えられるんです。まだ今はないので、ブランドとやったときには、もうブランドという名前の引っかかり方というのは物すごい、地域ブランドだけではないものも出てくるような気がするのですが、結果はどうかかわからないのですが、ぜひそれは決めてしまったんでしょから、独立のホームページでもそれはいいと思うんですが、ぜひ那須塩原市のホームページのほうにきちっと入ってくるような形で、これはつくっていただきたいというふうに思います。

ただでさえ那須ブランドもありますし、那須塩原とか、塩原温泉とかいろいろと引っかかってくるものが多いので、せっかくホームページで宣伝をということであれば、その辺の工夫をぜひきちんとやっていただいて、来年検証をしたら那須塩原ブランドでの例えばアクセス数のほうが少なかったとかという、わかりますね、そういうことが。その辺、やはりお金をかけてやるということは、それだけ効果がないと、それこそ費用対効果で何にもなりませんし、このブランドで物を売っていかうとか、市の名前を売っていかうというときにはPRしかないと思うんです。それを検討した結果、独立のホームページとするならば、自信もあるんでしょし、これはしっかりと本当の宣伝になるような形でやっていただくことを、これは望みたいというふうに思います。

それと、もう一つPRということからすると、先ほど県外へというような話がありましたが、例えば栃木県では今、まだでき上がってはいませんが、スカイツリーのところにアンテナショップをつくるというようなお話が出ております。そう

いうところに那須塩原市も入り込んでというか、そこでブースでももらってやっていきたいというような、そういう考えはあるのでしょうか。あるいはほかの東京でも、大阪でも、どこか外に那須塩原ブランドの宣伝のできる場所をつくっていくというような考えがあるのかどうか、お伺いいたします。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） スカイツリーのアンテナショップ利用ということでございますが、県から具体的なお話がまだ来ておりませんので、ここでどうこうということではございませんけれども、やはりPRという形になれば、そういった部分も考えていかざるを得ないという、いく必要があるだろうと思っておりますし、やはり先ほど言いましたように、いろいろなイベントに今も出ております。そういった中でも積極的にPRを図っていくと。両方考えていく必要があるというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） あと、先ほど那須塩原ブランドのイメージの商標みたいなものを募集したら、少なかったというようなお答えがあったんですが、これは11月10日までにつくって、それを表彰をすることによって一つのPRの大きなツールにしたいということだと思います。先ほどの部長のお答えは、何となくそれでは足りないような、今後もう少しみたいなお話があったんですが、その辺についてもあと2カ月しかない中でどんなふうになっているのか。

それから、質問の中の4番目で「みるひい」の話をしたんですけれども、マークとか那須塩原のマークもそうなんです、ある程度時間がかかって浸透していくものだと思っております。やたら

にたくさんつくらなくても、せっかくその「みるひい」のマークがあって、それで牛乳の生産が本州では一番なんだということで、那須塩原市のそういうものを宣伝している中で、せっかくでしたら、そういうものを何か利用して、マークをつくってもよかったんじゃないかなという思いで聞いたんですけれども、それはそれで関係はないというようなお話でしたが、もう一度今、応募が終わったマークについてお聞かせください。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 那須塩原ブランドの認定マークということでご質問ですが、先ほど16人の方から36作品ということで、市内限定という募集でありましたので少なかったかもしれませんが、私どもが想定したよりもちょっと少ない数だったという印象は持っています。

ただ、このブランドマークは、認定マークにつきましても、委員会の中で検討をしていただくという形になりますので、産業振興大会の準備委員会がこの認定マークの審査に当たるという形になっておりますので、私がここでどうこうという話ではございませんけれども、こういった内容を踏まえて準備委員会のほうで検討をしていただくということで、最終的には11月10日の産業振興大会には間に合わせるということで進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 24番、山本はるひ君。

24番（山本はるひ君） その那須塩原らしさを持ち、そして市内で生産加工・製造された農林水産品や特産品を、那須塩原ブランドとして認定し、県内外に那須塩原市を広くアピールしていきたいということで、那須塩原ブランドを立ち上げているのだということで幾つかお伺いいたしましたが、短い時間で決めているような印象ですので、もし

かすると1年目というのがどのようになるかというの、11月10日の振興大会を見ることで確認をしていきたいと思うんですが、ぜひその産業の活性化と、それから那須塩原市の知名度を上げるといことで、これは今後もやはり市全体で頑張っていっていただきたいというふうに思ひまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、24番、山本はるひ君の市政一般質問は終了いたしました。

高久好一君

議長（君島一郎君） 次に、10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 皆さん、こんにちは。10番、高久好一です。ただいまから一般質問を行います。

1番です。

熱中症対策について。

記録的な猛暑により、熱中症搬送者が全国で3万人を超えました。気象庁はこれからも暑い日が続き、気の抜けない状況として、熱中症対策に十分注意するよう呼びかけています。

市がひとり暮らしの高齢者など訪問活動を行い、昼間に緊急避難をする場所として公的施設を確保する考えがありますか。

クーラーの設置、修理費の助成、電気代の補助などを行う考えがありますか。

生保世帯や低所得者世帯に一時扶助や夏季加算を支給するために、地方自治体の財政支援を国に要請する考えはありますか。

以上、3点伺います。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君の質問に対し、答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 10番、高久好一議員の市政一般質問についてお答えいたします。

1の熱中症対策について、順次お答えします。

のひとり暮らしの高齢者等の訪問活動については、地域包括センターや民生委員が定期的に訪問しているところですが、訪問時に熱中症予防対策として小まめに水分や塩分を補給することや、おかしいと思ったら我慢せずに病院に行くことなどを指導しているところです。

昼間に緊急に避難する場所の確保は考えておりませんが、今後も元気アップデイ・サービスや市が主催する各種教室など、あらゆる機会をとらえて、熱中症の予防や発生時の対応について周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、のクーラーの設置、修理費用の助成、電気代の補助についてですが、市として助成や補助をする考えはありません。

の一時扶助や夏季加算を支給するため、財政支援を国に要請する考えはあるかについてお答えいたします。

生活保護法による保護の基準につきましては、厚生労働省により毎年告示されており、それによって扶助費や加算額が定められております。本市においては、夏季加算等を支給する考えはありませんので、国に対して財政支援を要請する考えはありません。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁をいただきました。

地域包括センター、民生委員などを中心にと、あらゆる機会に熱中症対策を考えていきたいというお話でした。順次再質問をしていきたいと思ひます。

熱中症問題では、搬送者が全国で3万人を超え



たと、こう言いましたが、この間、発表では、熱中症によって搬送された方がさらにふえ、4万人を超え、暑い日も113年ぶりに記録を塗りかえたと報道されています。そういう中で、黒磯消防署管内でも前年度同期と比較して救急車による出動で143件、搬送で115人が増加しています。消防庁は9月に入っても暑い日が続くと予想され、引き続き警戒を呼びかけています。そういう中でのただいまの答弁でした。

訪問活動についてです。宇都宮在住の看護師長、ひとり暮らしの高齢者の中には部屋を締め切っている人が多く、認知症の人では水を飲んだことも忘れることもある。高齢者は、普通では考えられない状態で生活している、こういう実情を話して、訪問活動への支援を訴えています。

そこで伺います。こうした訪問活動は、現在どこかということですが、既に包括支援センターという答えが出てきています。そして取り組みも行っているという話を聞かせていただきましたので、さらに先に話を進めていきます。

その包括支援センターです。先ほどの大野議員の質問にも出てきました。高齢者の見守りというところで、この包括支援センターが出てきました。ところが、この介護保険でもこの包括支援センターを高齢者の把握の責任、介護保険法に基づいて2006年度に始まった。そして、包括センターが責任を負う建前になっています。これは部長が言われたとおりです。しかし、同センターの設置基準は人口6,000人に1カ所、こういう状況です。職員は3人です。高齢化率から単純計算すると、1,200人の高齢者、厳密にはケアを要する人に限りますが、3人で見なければなりません。センターの3人では介護保険関連の業務に忙殺され、とても実態把握には手が回りません。

他方、地域の民生委員では、先ほど208名の方

という話がありました。ボランティアです。役割は大事ですが、その高齢化も問題になっています。権限には限界もあります。やはり基本的には福祉事務所のような公的機関が責任を持って、一人一人を援助していく必要があるのではないのでしょうか。

そこで伺います。

要援護者支援の計画もありますが、熱中症対策と独居や老老世帯の高齢者に関する支援について市の考えを改めて伺います。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 先刻、大野議員さんにもお答えしたとおり、いわゆる地域包括センター、あるいは民生委員を中心に全体的にトータルとして見守っていきたいというふうに考えております。

なお、高齢者の熱中症による管内の先ほど議員さん113件とおっしゃったかと思いますが、高齢者に関しては一番最新情報では、6月3日から9月6日まで黒磯那須消防管内で9件ほどございます。それから、大田原地区広域消防管内で4件ほどございまして、合計で13件、9月に入ってから少し暑い日が続いておりますので、そんなような状況でございます。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 部長の数字と私のほうの数字がちょっと違ってきました。私のほうは救急搬送者ということでとらえたものですから。ただ、ふえた分の中に約半数が高齢者というのは、全国的な統計です。

先に話を進めていきたいと思えます。

のほうに入ります。クーラーの設置、修理費の助成、電気代の補助などを行う考えはないというお話でございました。そういう中ですが、暑さ

からの公的な避難場所ということで、東京都の消防署では、24時間冷房のきいた空いている部屋を開放するというような話もありました。市内の公共的、公的設備、公的場所では図書館を上げていました。日中は市民、中学、高校生が来ていて勉強をしっかりとやっています。ほとんどいっぱいです。最寄りの公民館では、来ていただいて、冷房のきいた空いている部屋で、本を開いていただければ歓迎ですという答えも出ています。高齢者の多くは、近くなら行けるけれども遠いと行く気にはならないという、足の問題も含めて問題を解決する必要があります。自治公民館で冷房を完備しているというところは残念ながらありません。

そこで伺いたいと思います。

暑いとき、避難の場が必要です。現在ある施設の活用について市の考え、もう少し深めていただけると、もっといい話になるのではないかと。先ほどの大野議員の質問にも出てまいりました。民間との協力もありました。しかし、先ほども言いましたとおり、こういった民間の力をかりても、やはり力が足りないというのが現状ではないでしょうか、あわせて考えを伺います。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 例えば、東京都ではNPO法人で一時預かりとか、あるいは避難場所としてのセッティング、また公的な場所で一部そういう形で出ているのは聞いております。ただ、現在のところ、それぞれの公共施設での受け入れ態勢そのものはまだ整っておりません。そういった意味で、これからの勉強ということになるのかなというふうに思います。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） これから勉強をしていきたいというお話です。さらに話を前に進めていき

たいと思います。そういう中で個別的に電気料金とか、クーラーの設置とか、これは考えていないという答弁が出てきました。多くの市民が電気代については、暗くなるまで部屋の電気はつけなくても、西日が強くて熱中症にならないようエアコンはつけている。長くつけると電気代が2倍になって払い切れないという、こういう悩みも来ています。そうした中で、経産省への緊急提案の要請を行います。

経産省では、生活困窮者に対し料金が未払いによる供給停止に柔軟な対応を行うよう求めて、経産省が出した通知、電力、ガス会社に出しました。2002年7月23日付の通知です。電気代の滞納者の訪問を行い、また、通知の趣旨を徹底すること。この通知を知らない電力会社、ガス会社、こういう事業所がたくさんあるという指摘を受けて、通産省は再通知をするなどの対策をとっています。こういったこともあわせて市民への周知については、市はどのように考えるのでしょうか。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 民間でのいわゆるサービスの分野に入るのかなというふうに思います。もし、そういう優先したものがあれば、先ほど来申し上げているとおり、包括センターあるいは民生委員等の訪問時にきちんとPRしていきたいというふうに思っております。ただ、先ほども答弁したとおり、電気代等の補助、助成についてはちょっと今のところは考えておりません。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁を伺いました。なかなかこういったものは難しいのかなというような感もいたします。さらに話を前に進めてまいります。

に入ります。生活保護世帯や低所得者世帯に

一時扶助、夏季加算の支給されたものを、地方自治体への財政支援を国に要請する考え、ないというお話でした。私のほうの通告書、もうちょっと正確に書くべきでした。冬季加算のように夏季加算の創設も含めたと、もう少し正確に書くとよかったかと思います。クーラーの設置補助など、こういった問題、高齢者を暑さから守る行政の対策が必要です。

そこで伺います。

市民が生活に困窮した場合に活用できる生活福祉資金という制度があります。この制度を柔軟に活用するという点について、この熱中症対策に使えないか、可能性について考えを聞かせてください。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） ただいまの質問の件は、社会福祉協議会で現実に取り扱っている資金かなというふうに思っております。これについて、このために資金提供できるかどうかというのは、審査会議等も含めて社会福祉協議会のほうにございますので、そちらのほうで検討ということになるんですが、なかなか難しい面もあるかというふうに思います。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） なかなか難しいのではないかと答弁でした。今回のような猛暑、助成制度は現在何も無いというふうに私は受け取りました。生活と健康を守る会、私たち日本共産党にはこの夏、電気料金が不安でクーラーが使えない、壊れたクーラーを修理することや買いかえる費用がないという相談が多数寄せられています。生活保護には暖房のための冬季加算はありますが、夏季加算の制度そのものはなく、冷房ではね上がる電気代やクーラー代、クーラーの設置、修理に対

する支援、補助は何もない状態です。改めて市に、高齢者に寄り添い、見守り、安否確認と猛暑に対する助成制度、公的な緊急避難の場所を確保すること、生活保護には夏季加算の創設を含めた助成制度の創設を国に要請するよう求めて、この項の質問を終わります。

続いて、2番に入ります。

国保行政についてです。

市民の健康を守るはずの国民健康保険が、高過ぎる国保税によって、貧困を拡大している実態を告発する調査もある中、当市の国保行政の改善に向けた対策を伺うものです。

県内1人当たりの年間調定額が3番目に高く、一番低い医療費、収納率最下位の当市の現状をどのように考えていますか。

国保は市民の健康と命を守る命綱となっています。悪質でない限り、短期証や資格証の発行はやめるべきだと思うが、市のお考えを求めます。

平成22年度も収納率の向上を最大の目標として掲げています。新たな対策は効果を発揮しているか、現状からの報告を求めます。

調整交付金のペナルティーや資格証の発行など悪循環を断ち切り、収納率向上のためにも1世帯1万円の国保税の引き下げを求めます。

以上4点伺います。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 国保行政についてお答えいたします。

の県内1人当たり年間調定額が3番目に高く、一番低い医療費、収納率最下位の当市の現状をどのように考えているかとの質問にお答えいたします。

調定額及び医療費についてですが、県内の他の保険者と比較して、那須塩原市は被保険者の年齢

構成で若い世代が占める割合が高くなっています。そのため1人当たり調定額が多くなり、医療費が少ない傾向になると思われます。収納率については、引き続き向上を図るよう努力してまいります。

次に、の短期証や資格証の機械的な発行は、悪質でない限りやめるべきだと思うが、市の考えはとの質問ですが、本市では、1年以上国民健康保険税の納付のない世帯に対して、まず6カ月間の短期の保険証を交付します。その後、それでも納税の意思を示していただけなかった場合、弁明の機会を与えた後に資格者証を発行しております。滞納となった場合、督促、催告及戸別訪問相談を行い、納税に対する理解と協力をお願いしていますので、機械的な発行をしているものではありません。

の収納率向上の件については、今年度新たな試みとして、徴収職員を地区担当制にすることで徴収体制を強化し、滞納者に対し、きめ細やかな対応を行い、新規滞納者への早期対応を図ることとしました。その成果としましては、第1期納期限の現年度分収納率で比較しますと、今年度の収納率は7.19%、昨年度6.74%で0.45ポイントの増加となっております。また、今年度は納税相談を強化し、より多くの滞納者と接触を図っております。休日の納税相談を8月21日、22日の2日間行いましたところ、185件の相談がありました。

今後、12月と3月にも休日納税相談を実施する予定です。さらに9月からは栃木県国民健康保険団体連合会と共同して、現年度の国保納税滞納者に対して、自動応答電話催告を実施するところがあります。

の1世帯1万円の国保税の引き下げについてですが、1世帯1万円を引き下げることによって収納率が向上するとは考えておりません。しかし、国保

の運営は、社会情勢の変化などにあわせ、財政などの見直しを行うことが望ましいとされています。現行税率は平成17年度に改正され、5年が経過しています。また、平成20年度には後期高齢者医療制度が開始されたところです。5年の経過及び後期高齢者医療制度が国保財政にどのような影響があったか、現在検証を行っているところであります。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁をいただきました。順次再質問を行っていきたいと思います。

です。なぜこういう状況なのかということなんですが、他の市町と年齢構成が違うんだというお話でした。どうしても若い人が多いのでそういう形になると。収納率については今後も努力するというお話でした。質問の資料は、まだ新しい資料ができていないということで2月に出してもらった資料に新しい資料を加えて行っていきます。そういう中で昨年からは監査委員も国保収納率は滞納繰り越しを含めた数字を示し、特に国民健康保険税についてはとして、09年度は収納率57.3%、そして前年度は58.8%あったと、こういう状況で引き続き深刻な状況となっていると。実効性のある滞納整理の対策が必要であるということを行っています。

収納率は、栃木県全体が東京に次いで2位と低く、本市の場合は県で最低の一番低い位置にあります。先ほどの答弁の中にあつた年齢の構成というものがありますが、それではなぜ収納率が低くなるほど国保料が高くなるのか、市民が払い切れない額になるのかという疑問です。収納率が低いのもここに大きな原因があると思います。市は、県内で3番目に高い国保税を、先ほどの分析とあわせながら、もう一度聞かせていただきたいと思います。

います。私の分析では、設定そのものが高いで、合併時の設定そのものが高過ぎた。結果的にそのまま現在まで来ているというように私は分析していますが、市の分析をもう一度聞かせてください。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 年齢構成の関係でございますが、具体的にゼロ歳から69歳の構成が70.08%、これは被保険者年齢別の状況でございます。70歳以上が16.42%、中間に若年退職者等があるかと思うんですが、こんな構成になっているものですから、特に平成20年度から先ほども答弁で申したように、平成20年度から後期高齢者の医療制度、これによってかなり財政的な影響を受けているということでございますので、この件に関しては、十分現在精査しているところでございまして、それが出ましたら国保連協等もございしますので、そちらのほうで相談していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 考えを聞かせてもらいました。

全国で2番目に高い国保税の理由について、県の福祉部長の答弁があります。ここでは、国保税の算定が各市町によって異なる。本県の税額が高いのは不明確だと、そう言っています。ですが、滞納者が負担すべき税を加入者が負担せざるを得ないことが理由の一つと考えられると、こういう答弁を昨年県の福祉部長が答弁しています。年齢構成ではないというような分析をしたんだと思います。

さらに話を前に進めていきます。こういう中で、先ほど国保の実態調査という話をしました。これは三重の短期大学、長友薫輝教授を中心とする学生たちが、今年の10月24、25日の2日間、延べ

504人が2人組みで885世帯の方々に協力をいただいて、大阪の門真市で行った実態調査です。皆さんもご存じのとおり、この門真市は松下電器、パナソニックの企業城下町です。人口は13万3,000人、7割の人が何らかの滞納をしていると。調整交付金の20%ペナルティー制裁を受け続けている自治体です。

市民の健康を支えるはずの国民健康保険が高過ぎることによって、貧困を告発している実態、門真国保実態調査、こういう調査が行われました。こういう調査に市民がたくさん協力してくれたという背景には、大変な保険料を払っているんだと、高いんだと。そういう中で、国民健康保険、中小業者ら……、ちょっと一言抜けました。国保の加入者は公的医療の中で最も所得が低いにもかかわらず、最も高い保険料を課せられています。中小業者が入る協会健保や大企業の組合健保、公務員などの共済組合などに比較して2倍、3倍の保険料を払っています。

こうした保険料が高くなった原因は、国が国保負担率を半分に減らしてきたことが大きな原因です。今回の調査は、ほとんどの問題が市民の自己責任や自助努力で解決する問題ではないこと、そして、国保問題を社会問題化することを目的として実態調査を行ったとしています。

に入ります。国保の短期証や資格証の発行です。機械的に発行しているわけではないという答弁を、先ほどいただきました。3月の議会では、さいたま市の事例をもとに、資格証を発行していないんだという話をしました。全国の3割の自治体が資格証の発行をやめています。資格証を発行しても必要な医療を受けられず、重症化してから受診するために、結果として医療費が増大することにつながります。制裁によって市民の納入意欲を減退させる以外にはよいことは何もありません。

す。

そこで伺います。

先ほど機械的にしていないというお話がありましたが、那須塩原市の場合、国や県の方針に従って、機械的に資格証を発行しているのではないかと、そう思われる節が幾つかあります。結果として短期証、資格証の発行があると保険料が高くなり、納入率が低くなると、こういうふうには私を考えます。ただ、これを繰り返すのみでは、事態を好転できないと思いますが、考えを聞かせてください。

市独自の取り組み、先ほど相談会をやったという話を初めて聞きました。もう少し国保の説明をお願いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 保健福祉部長。

保健福祉部長（室井忠雄君） 短期証や資格証の発行についてであります。先ほど答弁したように、1年以上納付のない世帯に対して相談機会等も設けつつ、なおかつ戸別訪問相談を行い、それぞれ理解を得ながら発行をしているものでございまして、今後もこの件については続けていきたいというふうには思っているところであります。

なお、休日の納税相談等については総務部長のほうの担当になりますので、よろしく願いしたいと思います。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 話が総務部長に行く前に、もうちょっとやりたいと思います。

ことは、久しぶりに全国自治体の高齢者要求キャラバンに参加させてもらいました。いつも地域の市民に対して、窓口相談や現場に立っている係長、主査、主任、主事が答えてくれて、参加した市民もわかりやすい、丁寧な説明ということで好評でした。国保の収納率で滞納の繰り越しまで含めて回答をしたのは那須塩原市だけでした。最

初の説明では、数字の低さに市民が驚いていました。ただ、まとめの段階では問題の深刻さと同時に、誠実に取り組んでいる姿として受けとめる市民が数人出てきました。そうした中で、国保税の減免が受けられる条件に、被災や家計の急変などのほかに、ことし4月から生活困窮という問題と、そういった項目が加わり、年間所得が単身世帯130万円、複数世帯が200万円などに軽減されるようにもなりました。こうした状況を思い返しながら、資格証の発行をやめるよう求めるものです。

に入ります。平成22年度も収納率の向上を最大の目標と掲げています。新たな対策の効果ということで報告を求めます。ここで先ほどの相談会の話になるんだと思います。総務部長の答弁を求めます。

議長（君島一郎君） 総務部長。

総務部長（増田 徹君） 国保といいますが、収税対策の一環として休日を利用して、納税相談を実施をいたしました。これまで休日については相談会等々をやっておりませんでしたので、今回初めての試みということになりました。185件の方が本庁に来られまして、その中で納税相談をしたということでございます。結果として、いい感想ばかりを言うわけではありませんが、大半の方が、直接電話ではなくて納税を相談したことによって、市の職員に、議員おっしゃられたような生活の実態をわかっていただいたり、納付の状況を説明できたということでは好評だったというふうに、私どものほうでは考えております。

これが収納率向上の中にすぐに反映されるかどうかというのは、まだわかりませんが、先ほど保健福祉部長から言いましたように、今後、12月、3月にもまたやっていきたいというふうに考えています。

議長（君島一郎君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時01分

再開 午後 3時11分

議長（君島一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、高久好一君。

10番（高久好一君） ただいま総務部長から、相談会を開いたと。新しい対策の具体化として滞納者に呼びかけを行い、185人が参加する相談会を開いたと聞きました。ようやくという思いもあります。一歩前に踏み出した相談会の話に興味深く聞かせてもらいました。相談会に参加された市民は、納入に前向きな姿勢を示した市民として位置づけるべきです。

相談の場を設ける、一人一人ではなく相談日を設定し、すべての納税者に呼びかけ、相談に来やすい場をまず設定する。市民の話をよく聞くことに重点を置き、丁寧な受け答えを重ねることが重要だと思います。そこで最終的に納めてもらうことが大事です。

質問を用意しておいたのですが、先に答えられたので、ありません。この相談会と、ここでの教訓を生かし、1回で終わりにしないこと、繰り返すことが大切だと、そういう質問を用意していたんですが、次の相談会の予定も言われましたので、これも前に進めていきたいと思えます。この相談会に期待を込めて、経過を見ていきたいと思っています。

話を先に進めます。

差押物件の競売の状況も新聞に掲載されます。差押の職務執行中の職員が殴られるという報道が

されました。気をつけて臨んでほしいと思えます。ぬかりのない準備と毅然とした体制が、事務処理をスムーズに進めることの基本と思えます。

に入ります。保険料の引き下げです。保険料を引き下げても収納率が向上するとは思えないというお話でした。3月議会で新座市の例を出しました。保険料の引き下げ等陳情は、自民党、公明党の多数によって否決されましたが、市長の提案で2010年度から国民健康保険税を1世帯当たり6,351円新座市では引き下げられました。

ここからは那須塩原市の現況です。国からの調整交付金のペナルティー11%、6,381万円の削減がされています。県から市や町への県民1人当たりの支援、栃木県など34の道府県がゼロ円になりました。全国の市町村の一般会計から国保へ繰り入れる状態です。全国平均は1万134円、25.9%引き上げました。しかし、栃木県内の自治体の平均は1人当たり1,685円から1,402円、15.8%に引き下げられました。18%引き下げました。那須塩原市の国民健康保険会計、平成21年度の決算は黒字で9億6,900万円の繰り越しを行いました。監査委員の意見は、一般会計その他10の特別会計すべてが黒字決算で、財政調整基金、減債基金の残高は29億4,332万円で財政環境の変化に対応する財源が確保されていると言える、こう述べています。

市民1人当たりの医療費は、県内平均25万116円です。那須塩原市はそれよりも2万5,043円も低い県内の市町で一番安い22万5,073円になっています。市民の健康への努力、これは3月の議会で条件つきですが認められました。国保会計の黒字の2億円があれば引き下げは可能です。

そこで伺います。

ここから導き出される答えは、国民健康保険税の引き下げしかありません。改めて1世帯1万円

の保険料の引き下げを行い、最大の目標である収納率を引き上げ、国保会計の悪循環を断ち切ることを求めるものです。市長の考えを聞かせてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） ただいま国保税の引き下げということで、市長の考えを聞かせていただきたいということでございますけれども、先ほど、部長が答弁いたしましたように、合併、それから、国保税の改正はされておりません。そういうことで、5年が経過をいたしております。また、この5年の経過の中で、先ほどお話がございましたように、制度が変わりまして後期高齢者制度が生まれたわけでございまして、そういう部分でも検討を要するのかという認識をいたしております。

いずれにいたしましても、国保審議会を開いていく中で、国保の調整等々の判断をしていただくということで今後臨んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁は部長が答えたとおりと、しかし、市民から比べて対応を考えたいというお話です。

国民健康保険については、国へ早急な国庫負担の増額を求め、高過ぎる保険料の引き下げ、払い切れない市民への減免制度を拡充し、資格証の発行をやめることを求めるものです。

以上で国保の質問を終わります。

続いて、3番に入っていきます。

米価対策です。

実りの秋を前に、9カ月連続して下落する米価に農家は豊作を素直に喜べない状況があります。市の考えを伺うものです。

生産者米価に対する現状をどのようにとらえていますか。

所得補償の1万5,000円が途中で消えないための対策はありますか。

先の参院選では民主党とみんなの党以外の7つの党は過剰米を買い上げると公約しています。世論の大勢に沿って国への要請を行う考えがありますか。

以上、3点質問をいたします。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

市長。

市長（栗川 仁君） 10番、高久好一議員の市政一般質問にお答えをいたします。

米価対策についての、まず から生産者米価に関する現況について、お答えをいたします。

米の相対取引価格は、平成21年9月から9カ月連続して下落をいたしております。今後もこのような状況が続きますと、米所得補償モデル事業の定額部分に加え、変動部分の補てんが実施されることも予想されます。いずれにしても、これから示される2010年度産米の概算金や相対取引価格など今後の米価の動向を注意深く見守っていく必要があると考えております。

次に、 の所得補償の1万5,000円が途中で消えないための対策について、お答えをいたします。

ご質問の1万5,000円につきましては、米戸別所得補償モデル事業の中での水田農業経営の助成の中核となる定額部分の10a当たりの交付単価であります。国では、このモデル対策の実施に伴い、流通分野における米の買いたたきなど不適切な取り引きが起きないように、制度設計時から関係団体に強く警告を発し、公正取引委員会にも監視の強化を要請しております。また、流通分野では不適切な取引があった場合の相談窓口を、地方農政局



などに設置し、相談に当たっております。

市といたしましても、流通分野での取引を注視し、不適切な取引があれば、関係機関と連携して対応をしてみたいと考えております。

次に、の過剰米の買い上げの実施について、国に要請する考えについてのご質問にお答えいたします。

平成22年6月末の時点で、政府及び民間流通における米の在庫量は316万tとなっております。現在の米の備蓄制度では、100万tの備蓄適正水準の範囲内で在庫の減少分だけ買い入れることができますとされております。過剰米の買い上げにつきましては、2010年度産米の生産量がわからない現段階であり、また、米備蓄の新制度が来年度から本格的に実施される戸別所得補償制度が明確でないことから、現時点は国への要望を行う考えはございません。

以上、お答えとさせていただきます。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁をいただきました。平成21年度の概算金の話、今後も注意して見ていくというお話でございました。先月の30日に、栃木県の農業は、農協が今年も概算金を発表しました。コシヒカリ60kg当たりで1万円だということでございます。昨年のコシヒカリより2万1,000円安いという状況です。宮崎県など超早場米が農家が受け取る概算金が、去年よりも安くなっているという状況の中で、1万円と聞いて危惧していましたが、まさにそのとおりになりました。農家が60kg当たり生産するのに必要な生産費用は、国の試算でも1万6,500円となっております。

そこで改めて伺います。

今年も国の算出した生産費用よりも低い概算金の発表がされました。市の基幹作物と位置づける米の再生産を確保するために、農家への支援が必

要です。現在、市ができる農家への支援はどのようなものがあると考えますか、お答えを聞かせてください。

議長（君島一郎君） 産業観光部長。

産業観光部長（三森忠一君） 米のお話ですけれども、先ほど議員がおっしゃいましたように、今年のJAの概算金といいますか、そういった部分はコシヒカリと一等級ということですが、60kg当たり1万円ということで、昨年に比較しますと、昨年が1万2,100円ということでございますので、1俵当たり2,100円減になったということでございます。そういったことで、仮に10俵を1反歩で生産するという話になりますと、2万1,000円の減という形になります。それに定額部分の1万5,000円が出る形になりますけれども、差し引き6,000円ぐらいの減少という形は認識しております。

こういった中で、市でどのような対策がとれるかというお話になりますけれども、現時点で市がどういう方法、この各限度に対してとれるかというのはちょっと難しい部分がありますけれども、先ほど答弁の中でも申し上げましたように、こういった状況の中でこの定額部分の1万5,000円が確保されるような方法、つまり、流通業界においてこの1万5,000円が出るということでの価格下落の圧力ですね、そういったものがないように、市がやはり国と一緒に注意深く見守って、そういうことがあれば国のほうで指導をしていただくという方法しか、今の現時点ではないのかなというふうに認識しております。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 今の部長の答弁で、私の2番目の再質問が消えてしまいました。今言われたように、流通業界ではこの1万5,000円が米

価下落の口実としても使われています。1万5,000円あるからその分安くなっていると、現実には今、部長が言われたとおり、さらにそれよりもマイナスの状況が生まれているということです。

私の再質問が消えてしまいましたので、さらに前に話を進めていきたいと思えます。

昨年は、備蓄米の不足分を買い入れるよう国に要請するよう市に求めてまいりましたが、断られました。しかし、国民の運動に押され、5カ月後に政府は買い入れを決定しました。こうした状況もある中で、先ほど言いました2009年2月に国がルールを無視して、集荷円滑化対策米として買い入れた10万tと備蓄米のうち、超古米となっている2005年産米の19万tを食料以外にし、それに見合う30万t相当の備蓄米を、適正な価格水準で至急買い入れようという、私の政府への過剰米の買い入れを行うように、市で要請するようという問題ですが、これも市長が先ほど答弁されました。現在、残っている米が不明確な中で要請が行えないという話でございました。

しかし、対策がおくると、さらに混乱は増すと考えます。民主党には過剰米に対する対策がないとの批判が増えています。厳しい国民の生活そっちのけで現在は代表選挙の最中です。改めて国への過剰米の対策と買い入れの要請を行うよう市に求めて、この項での質問を終わりにいたします。

続いて、4番目の地デジ対策です。

総務省は、8月10日、地上デジタル難視対策計画を公表しました。那須塩原市の難視世帯は2,416世帯、36地区となっています。中継局をふやし対応する計画ですが、難視世帯の16.6%は依然対応が未定となっています。

那須塩原市の現状と支援について伺います。

国の低所得者への無償チューナーの配付は、受信料を全額免除されている世帯に限られ、住民

税非課税の世帯や低年金の高齢者世帯など、市独自の助成を広げる考えはありますか。

です。昨年地デジに完全移行したアメリカでは、受信機の普及の遅れなどで、2度もアナログ停波を延期しています。市内の全世帯が完全移行できるまで、アナログ停波の延期を国に要請する考えはありますか、以上、3点伺います。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（石川 健君） 地デジ対策の の地デジ難視対策の市の現状と支援について、お答えをします。

国が8月10日に発表した難視地区であります、これは今までアナログ波によるテレビ放送が視聴できていたのに、デジタル波の放送が視聴できなくなると想定される地区のことであり、市内では36地区、2,414世帯が対象となっております。これらの難視地区に対して、国が示した対策手法のうち、新たな中継局の設置によって、32地区、2,289世帯、有線共聴によって2地区58世帯、高性能アンテナによって1地区1世帯が受信可能になると思われますが、残る1地区、66世帯の対策については検討中となっております。

なお、市内にはアナログ波によるテレビ放送を受信することができず、共聴施設等によりテレビを視聴している地区があります。そのうち市が把握している共聴施設、12組合、2,376世帯では、デジタル波への移行日までに地デジに対応した改修が行われる見込みであります。

市が行う支援についてであります、地デジ難視対策の推進を図るため、共聴施設の新設や改修等に対する補助金の交付、さらには地元での説明や広報を用いた周知などを行っております。

国はNHKの放送受信料が全額免除になっている世帯に、地デジ受信チューナーを無償給付しております。このチューナーがあれば、地デジに

対応をしていないテレビでも、地デジ放送を視聴することができるようになります。

この給付対象範囲を市独自に広げる考えがあるかとの質問でございますが、そのような考えはございません。

アナログ停波の延期を国に要請する考えはあるかとの質問でございますけれども、市としては国に対し、地デジへの完全移行に当たり、万全な対策を講ずるよう要請しているところであり、アナログ停波の延期を求める考えはございません。

以上です。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁をいただきました。

番から再質問を行っていきます。

市の現状ということで、未対策は結果的に66世帯という答弁だと思います。私のほうは2,414世帯の16.6%、これでやってみますと、400世帯なのかなという計算をしました。

先に話を進めます。独居の高齢者や低所得者の中には、まだ地デジへの移行など知らない、呼びかけや説明会があっても参加が少ないという声も聞かれます。また、これからできる中継局の結果によって、改めて説明会が開かれるという地域もあります。新たな未対策世帯が発生し、放置されるなどはないのか。テレビ難民などに何を支援されていますか、教えてください。

議長（君島一郎君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（石川 健君） アナログ放送から地上デジタル放送への移行に際しまして、さらに見られない世帯があるか、そういう世帯に対しての地元の説明会というものというふうに思いますけれども、私のほうでは、地元の説明会、昨年度難視世帯になる自治会については共聴組合で対応するようにというふうなお話を申し上げましたけれど

も、国の対策なども変更がありまして、新たな中継局の設置というふうな対策も出てきまして、それらの説明会を今後黒磯地区であれば、高林地区、それから鍋掛地区について説明会を行っていきたいというふうに思っております。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） 答弁をいただきました。地区名が出ましたが、私が住んでいる鍋掛地区も中継局ができてから、新たに説明会を行うという話を聞いております。ただ、そこにも参加されていない世帯があるという話も、来ていないという話があって、私も心配して行って来たというところもあります。これから未対策世帯の支援をさらにお願いしたいと思います。

に入ります。

住民税非課税の世帯、低年金の高齢者の市独自の助成を広げる考えはないということでした。財務省の調査で、地上デジタル受信機の普及、3月までで83.8%。こういう中で政府が国民から望まれて支援の枠が広がりました。それが先ほど言いました低所得者世帯、低年金世帯への助成の拡充です。しかし、この文書を見ていきますと、NHK受信料全額免除の世帯の支援で、簡易アンテナに加え、取り付け費やアンテナの工事代も含まれています。しかし、新対象者、先ほどの住民税非課税とそういう所得の低い方ですと、ここの簡易チューナーは送付のみとなっております。簡易アンテナに加え、取り付けやアンテナ工事も含まれていません。簡易チューナー以外は自己負担であると読み取れます。こうした情報の市民への周知と新対象者などへの市独自の助成についても、市の考えを聞かせていただきたいと思っております。

議長（君島一郎君） 企画部長。

企画部長（石川 健君） NHK受信料全額免除の世帯に対しては、受信チューナーを無償給付と

というようなことを総務省のほうでやっているわけなんですけれども、私のほうでは、それをサポートするというような形で協力しております。今、議員のおっしゃる受信チューナーのみというようなお話だったんですけれども、私のほうでそこまで詳しくは承知しておりませんので、ご了承願います。

議長（君島一郎君） 10番、高久好一君。

10番（高久好一君） そこまで知らなかったというお話でございます。新たな対象者はそういうことになっています。そこで私たちは、アナログ停波を延ばすようにという話をしているわけです。能登半島の珠洲市でリハーサルが行われました。ここはこの地域と違って膨大な費用をかけて対策を行って100%達成したという宣伝が行われました。しかし、ほかの地域は全くこういう対応はされていません。そういう中で、テレビ難民ができる可能性が生まれています。アメリカと同じように、アナログ停波の延期を求めるものです。

民主党政権は、事業仕分けで今年度は30億円の地上デジタルの対策費を削ってしまいました。その結果、こうした状況が起こっています。テレビ難民を生まないように、そして、お年寄りが安心してテレビを見られるよう、市の支援を強めるよう求めて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（君島一郎君） 以上で、10番、高久好一君の市政一般質問は終了いたしました。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時42分

#### 散会の宣告

議長（君島一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。